

令和4年度

# 水防計画書

太田川原野谷川治水水防組合

# 水防計画書目次

第 1 章	総 則	
第 1 節	目 的	1
第 2 節	用語の定義	1
第 3 節	津波における留意事項	3
第 4 節	安全配慮	3
第 2 章	水防組織	
第 1 節	太田川原野谷川治水水防組合の水防組織	4
第 3 章	重要水防箇所	
第 1 節	重要水防箇所	5
第 2 節	重要水防箇所の区分	6
第 3 節	その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置	8
第 4 章	ダム、水門等及びその操作	
第 1 節	ダム、水門等の操作	9
第 2 節	水防上注意を要する水門等	9
第 5 章	水防倉庫及び水防資器材	
第 1 節	水防用資器材及び設備の整備	11
第 6 章	通信連絡	
第 1 節	水防通信連絡系統	16
第 2 節	原野谷川農地防災ダム放流による通信連絡系統	17
第 3 節	太田川ダム洪水警戒体制時等による通信連絡系統	18

第 7 章	観測通報	
第 1 節	雨量の観測	19
第 2 節	水位の観測及び通報	19
第 8 章	気象庁が行う予報及び警報とその措置(共同業務を除く)	
第 1 節	水防活動に必要な気象等の予報及び警報	22
第 2 節	津波警報、注意報の種類	25
第 9 章	洪水予報とその措置	
第 1 節	知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	26
第 10 章	水防警報とその措置	
第 1 節	知事が行う水防警報とその措置	28
第 11 章	水位周知河川における水位到達情報	
第 1 節	知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	30
第 12 章	水防活動	
第 1 節	水防配備体制	34
第 2 節	監視及び警戒とその措置	37
第 3 節	水防作業	38
第 4 節	緊急通行	38
第 5 節	水防信号及び標識並びに身分証票	38
第 6 節	水防配備の解除	41
第 13 章	決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置、避難	
第 1 節	決壊・漏水等(被害情報)の通報及び決壊後の処置	42
第 2 節	避難の指示及び避難のための立退き	42
第 14 章	水防てん末報告	53

第 15 章	協力及び応援	
第 1 節	河川管理者の協力	53
第 16 章	水防管理団体の水防計画及び水防訓練	53
付 表		
1	水防法	56
2	太田川原野谷川治水水防組合水防協議会条例	77
3	太田川原野谷川治水水防組合水防協議会委員名簿	78
4	太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報様式	79
5	水防警報発報受報様式（洪水）	87
6	水防警報発報受報様式（津波）	88
7	県管理氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報発表様式	89
8	水防実施状況報告書様式	90
9	災害対策本部編成図	91
10	消防団の位置、配置人数及び管轄区域	95
11	主要施設及び関係機関等一覧表	103
12	水防倉庫及び重要水防箇所等位置図	巻末

このページに記載事項はありません

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、静岡県知事より指定された指定水防管理団体たる太田川原野谷川治水水防組合が、同法第 33 条第 1 項に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管下河川の洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

## 第 2 節 用語の定義

### 1 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）

水防の責任を有する市町又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合をいう。

### 2 指定水防管理団体（法第 4 条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。

### 3 水防管理者（法第 2 条第 3 項）

水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者をいう。

### 4 洪水予報河川（法第 11 条）

知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

太田川及び原野谷川については、この洪水予報河川の指定を受けている。

### 5 洪水予報（法第 11 条）

洪水予報河川について、知事と気象庁長官が共同で洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は、流量を示して洪水の予報等を行う。

### 6 水防警報河川（法第 16 条）

知事が洪水、津波又は高潮により相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川をいう。

太田川及び原野谷川については、この水防警報河川の指定を受けている。

### 7 水防警報（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）

知事が、水防警報河川について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 8 水位周知河川(法第13条)

知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

敷地川、仿僧川、今ノ浦川、逆川及び宇刈川については、この水位周知河川の指定を受けている。

## 9 水位到達情報

知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

## 10 水防団待機水位(通報水位)（法第12条第1項）

洪水又は高潮のおそれがある場合に、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めた水位の状況に関係者に通報しなければならない水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。

## 11 氾濫注意水位(警戒水位)（法第12条第2項）

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位をいう。

## 12 避難判断水位

氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、水防管理者（市町長）の避難準備・高齢者等避難開始の発表の目安となる。

## 13 氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であって、水防管理者（市町長）の避難勧告等の発令判断の目安となる水位をいう。水位周知河川においては、洪水特別警戒水位に相当する。

## 14 洪水特別警戒水位（法第13条第1項及び第2項）

洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であって、氾濫危険水位に相当する水位をいう。知事が指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

## 1 5 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

## 第 3 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 第 4 節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は、下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時にはラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知

し、共有しなければならない。

・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

## 第 2 章 水防組織

### 第 1 節 太田川原野谷川治水水防組合の水防組織

水防に関係ある気象の注意報、警報等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められた時から、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で事務を処理する。

#### 1 組織系統

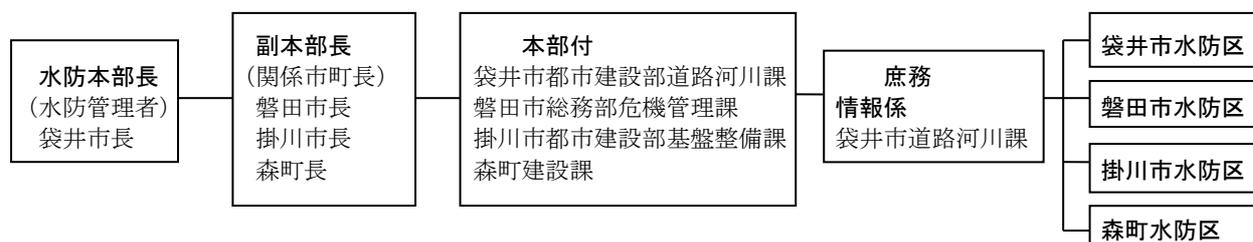


図 2 - 1 太田川原野谷川治水水防組合の組織系統

#### 2 事務分担

水防管理者	水防業務全般の計画及び緊急対策の樹立、指示
庶務情報係	気象情報の通報連絡 雨量水位の把握、伝達 水防及び災害情報の収集 資材の調達、輸送の指示 その他一般庶務
	水防組合事務局 (袋井市道路河川課)

図 2 - 2 太田川原野谷川治水水防組合の事務分担

### 3 連絡系統図

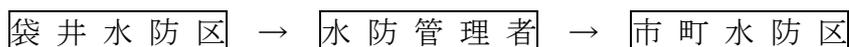


図 2 - 3 太田川原野谷川治水水防組合の連絡系統図

## 第 3 章 重要水防箇所

### 第 1 節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所は表 3 - 1 のとおりである。

表 3 - 1 重要水防箇所一覧

番 号	河川名	位 置		延 長 (m)	水 防 工 法	注意を要 する理由	水 防 倉 庫	重要度
		市 町	大 字					
A - 1	今ノ浦川	磐 田	見 付	336	積土のう工	断面狭小	今之浦	A
A - 2	磐田久保川	〃	二之宮	1,300	〃	越水	〃	A
A - 3	〃	〃	中 泉	300	〃	断面狭小	〃	A
A - 4	半ノ池川	〃	〃	750	〃	〃	〃	A
A - 5	安久路川	〃	安久路 岩 井	1,200	〃	〃	〃	A
A - 6	旧 仿 僧 川	〃	東平松 草 崎	1,600	〃	〃	豊 岡	B
A - 7	太 田 川	磐 田 袋 井	三ヶ野 小山・岩井	1,182	木流し工	破堤跡	太田第 8 号 向笠竹之内	B
A - 8	仿 僧 川	磐 田	気子島 宮之一色	1,000	積土のう工	断面狭小	長 森 小立野	B
A - 9	原野谷川	掛 川	西 山	450	〃	〃	中央消防署 西 分 署	B
A - 10	沖 之 川	袋 井	新 屋 村 松	1,857	〃	〃	川井第 2 号	B

番 号	河川名	位 置		延 長 (m)	水 防 工 法	注 意 を 要 す る 理 由	水 倉 防 庫	重 要 度
		市 町	大 字					
A-11	逆 川	掛 川	日 坂	800	積土のう工	断面狭小	東 山	B
A-12	敷 地 川	磐 田 袋 井	笠 梅 大 谷	2,100	〃	〃	向笠竹之内 友永第17号	B
A-13	小 薮 川	森	谷 中	500	〃	〃	市場第13号	B
A-14	祝 川	磐 田	加 茂	700	〃	〃	長 森 小立野	B
A-15	〃	〃	海老塚 一 言	350	〃	〃	〃	A

## 第 2 節 重要水防箇所区分

水防注意箇所の重要度は、水防活動の指針であるとの考えから、背後地の重要性を考慮したうえで洪水出水期中の巡回の必要度頻度を表3-2のように定める。

表3-2 洪水出水期中の巡回の必要度頻度

種 類	内 容
重要度A	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る)
重要度B	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る)

表 3 - 3 重要水防箇所評定基準

重 要 度 A	重 要 度 B
<p>時間雨量 30 mm/h、日雨量 130 mm/日相当の降雨(基準流量)に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 200 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>(機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定)</li> <li>2. 漏水、洗掘が予想される箇所</li> <li>3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所</li> <li>4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所</li> </ol> <p>以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 A に指定する。</p>	<p>時間雨量 50 mm/h、日雨量 200 mm/日相当の降雨(基準流量)に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 25 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>(機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定)</li> <li>2. 漏水、洗掘が予想される箇所</li> <li>3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所</li> <li>4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所</li> </ol> <p>以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 B に指定する。</p>

### 第 3 節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置

1 水防上特に重大な影響を持つ橋梁は、表 3-4 のとおりである。

表 3-4 水防上特に重大な影響を持つ橋梁一覧

番 号	河 川 名	路 線 名	橋 名	形状寸法 (m)	位 置		影響の内容
					市 町	大 字	
B- 1	原野谷川	各和橋上右岸線	各和橋	L= 72.4 W= 2.3	掛 川	各 和	余裕高不足

2 湛水注意箇所は、表 3-5 のとおりである。

表 3-5 湛水注意箇所一覧

位 置	関係河川名	湛水面積	摘 要
掛川市下西郷地内	倉 真 川	23.0 ha	
〃 大池～細田地内	逆 川	24.0	
袋井市松袋井地内	蟹 田 川	120.0	
〃 鷺巣・村松・国本地内	沖 之 川	40.0	
磐田市西貝塚地内	安久路川	17.0	
〃 笠梅地内	中 沢 川	20.0	
〃 福田字塩浜～村前地内	仿 僧 川	20.0	
〃 豊浜地内	太 田 川	40.0	
〃 福田中島～向岡地内	仿 僧 川	40.0	
〃 二之宮地内	磐田久保川	28.0	
磐田市中泉地内	磐田久保川	24.0	
森町森地内	太 田 川	60.0	
計	12箇所	456.0	

## 第 4 章 ダム、水門等及びその操作

### 第 1 節 ダム、水門等の操作

ダム及び水門等の管理者は、洪水予警報、水防警報等の通知を受けたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めたときは、それを定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。特に放流の影響がきわめて大きいダム等の操作にあたっては、下流地域の水防管理者等に迅速に連絡を行うものとする。

なお、ダムの緊急時の措置に関する情報伝達については、第 6 章通信通話「第 2 節原野谷川農地防災ダム放流による通信連絡系統」及び「第 3 節太田川ダム洪水警戒体制等による通信連絡系統」による。

水防上重要なダムは、表 4 - 1 のとおりである。

表 4 - 1 水防上重要なダム

番 号	河川名	ダム名	位 置		施設操作管理者	
			市 町	大 字	氏 名	電 話
C - 1	原野谷川	原野谷川 農地防災ダム	掛 川	丹 間	中遠農林 事務所	0538- 37-2290
C - 2	太 田 川	太田川ダム	森	亀久保	袋井土木 事務所	0538- 42-3211

### 第 2 節 水防上注意を要する水門等

1 水防上重要な水門等は、表 4 - 2 のとおりである。

表 4 - 2 水防上重要な水門

番 号	河川名	樋 門 名	位 置		施設操作管理者		摘 要
			市 町	大 字	氏 名	電 話	
D - 1	蟹 田 川	松袋井樋門	袋 井	松袋井	袋井市 農政課	0538- 44-3217	鉄製捲揚電動
D - 2	沖 之 川	第 1 樋門	〃	袋 井	〃	〃	〃
D - 3	秋 田 川	柳原排水樋門	〃	高 尾	〃	〃	〃
D - 4	原野谷川	鳥羽野 排水樋門	〃	富 里	〃	〃	〃
D - 5	太 田 川	玉越樋門	磐 田	玉 越	袋井市 維持管理課	0538- 44-3130	鉄製スルース電動
D - 6	〃	明ヶ島樋門	〃	明ヶ島	磐田市 道路河川課	0538- 37-4808	〃
D - 7	〃	岩井樋門	〃	岩 井	〃	〃	〃

番 号	河川名	樋 門 名	位 置		施設操作管理者		摘 要
			市 町	大 字	氏 名	電 話	
D-8	今ノ浦川	川尻樋門	磐 田	今ノ浦五丁目	磐田市 道路河川課	0538- 37-4808	鉄製スルース電動
D-9	〃	中大原樋門	〃	大 原	磐田市 農林水産課	0538- 37-4813	鋼製両開手動
D-10	小 薮 川	向笠新屋北樋門	磐 田	向笠新屋	〃	0538- 37-4813	鋼製スルース手動
D-11	磐田久保川	大池水門	〃	二之宮	磐田市 道路河川課	0538- 37-4808	鋼製スルース電動
D-12	敷 地 川	笠梅樋門	磐 田	笠 梅	磐田市 農林水産課	0538- 37-4813	〃
D-13	三 倉 川	城下樋門	森	城 下	森町 建設課	0538- 85-6325	鋼製スルース手動
D-14	一 宮 川	片瀬水門	〃	一 宮	〃	〃	〃
D-15	小笠沢川	諸井樋門	袋 井	諸 井	袋井市 維持管理課	0538- 44-3130	〃
D-16	太 田 川	塩溜小島排水 右岸	磐 田	福 田	磐田市 農林水産課	0538- 37-4813	〃
D-17	〃	江川外新田右岸	〃	〃	〃	〃	〃
D-18	仿 僧 川	福田排水機場 自然排水樋門	〃	〃	〃	〃	〃
D-19	〃	中島橋南西側	〃	〃	磐田市 道路河川課	0538- 37-4808	木製スルース手動
D-20	〃	村前樋門	〃	〃	〃	〃	鋼製スルース電動
D-21	〃	西部幹線排水路	〃	〃	〃	〃	鋼製スルース手動
D-22	〃	南田伊平兵衛 新田ポンプ場 自然排水樋門	〃	〃	〃	〃	〃
D-23	〃	はまぼう橋 南西側	〃	〃	〃	〃	〃
D-24	〃	西橋南東側	〃	〃	〃	〃	〃
D-25	〃	西橋南西側	〃	〃	〃	〃	木製スルース手動
D-26	〃	仿僧川水門	〃	〃	袋井土木 事務所	0538- 42-3217	ローラーゲート 電動、ワイヤー式
D-27	小薮川	向笠新屋南樋門	〃	向笠新屋	磐田市 農林水産課	0538- 37-4813	鋼製スルース手動
D-28	一宮川	大久保水門	森	一 宮	森町 建設課	0538- 85-6325	鋼製スルース手動

## 第 5 章 水防倉庫及び水防資器材

### 第 1 節 水防用資器材及び設備の整備

1 水防倉庫の設置状況（図面参照）並びに、これに備蓄されている水防用資器材の整備状況は、表 5 - 2 のとおりである。

2 水防管理者は、資材の確保のため水防地域近在の竹木等の所在、各農家、農業倉庫等の手持数量の概況等を把握し、緊急時の補給に備えると共に備蓄資器材が使用又は、損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。

水防倉庫に備蓄する資器材の基準は、表 5 - 1 のとおりとする。

表 5 - 1 水防倉庫に備蓄する資器材の基準

品目	杭木	土のう袋	縄	鉄線	蛸木	掛矢	担架	シヨベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	照明具	救命綱
単位	本	俵	kg	kg	丁	丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本
数量	500	1,000	250	100	5	10	20	30	3	5	5	5	5	5

但し、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

3 水防管理者は、自らの備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、県の備蓄資器材を使用する場合には、水防区長（袋井土木事務所長）に要請し承認を受けるものとする。

表 5-2 水防用資器材整備状況

対象 番号	河川名	水防倉庫		位置		管理者	資材					
		名称	面積㎡	市町	大字		杭	鉄	麻	土	土大	縄
							木	杭	袋	のう	のう型	
1	太田川	向笠 新屋	25.92	磐田	向笠 新屋	磐田市長	550	100	0	1,300	0	6
2	"	和口	23.40	"	和口	"	300	0	0	1,150	0	6
3	"	向笠 竹之内	23.40	"	向笠 竹之内	"	300	100	0	800	0	5
4	"	西島	37.26	"	三ヶ野	"	500	50	0	5,000	0	5
5	"	新貝	37.26	"	新貝	"	500	0	0	1,600	0	6
6	今ノ浦川	中大原	9.90	"	大原	"	600	0	0	1,000	0	4
7	"	上大原	9.90	"	大原	"	500	0	0	1,000	0	5
8	"	今之浦	32.40	"	今之浦 2丁目	"	100	30	0	200	0	0
9	原野谷川	川井 第2号	33.00	袋井	川井	袋井市長	485	48	0	2,470	0	18
10	太田川	上山梨 第7号	21.60	"	上山梨	"	381	0	0	1,326	30	16
11	"	太田 第8号	25.92	"	太田	"	527	59	0	2,498	5	37
12	宇刈川	宇刈 第11号	34.64	"	宇刈	"	302	9	0	1,271	10	42
13	小笠沢川	大門 第16号	33.00	"	大門	"	475	60	0	1,970	10	32
14	敷地川	友永 第17号	14.36	"	友永	"	237	60	0	1,841	0	16
15	"	川会 第19号	25.24	"	川会	"	740	0	0	1,740	0	9
16	原野谷川	新池 第21号	32.40	"	新池	"	905	0	0	1,315	0	33
17	"	小野田 第22号	26.35	"	愛野	"	624	50	0	2,202	5	111
18	"	中央消防署 西分署	9.60	掛川	富部	掛川市長	300	0	0	1,000	0	19
19	"	原里 第14号	33.00	"	原田	"	130	0	0	2,000	0	18
20	太田川	豊浜	33.00	磐田	豊浜	磐田市長	50	100	55	2,000	0	15

		器 材													
鉄線	ビニールシート	掛矢	ハンマー	シヨベル	ジョレン	石箕	つるはし	くわ	鋸	斧	鎌	ペンチ	照明具	担架	救命綱
kg	枚	丁	丁	丁	丁	ヶ	丁	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本	本
100	15	11	0	28	6	40	6	0	6	2	9	6	5	20	5
100	0	9	0	43	5	30	2	0	4	2	5	5	5	14	2
100	14	11	7	30	5	20	3	0	7	4	6	5	5	20	5
100	20	10	0	30	5	0	3	0	5	5	6	5	5	20	5
100	10	15	0	35	5	20	3	0	8	0	5	5	4	20	5
100	0	11	0	30	5	5	5	0	5	0	4	0	5	10	7
100	0	7	0	26	3	0	3	0	5	5	4	0	4	0	0
100	0	14	0	30	5	0	4	0	5	0	0	0	0	20	0
100	9	10	2	0	7	12	4	2	2	3	0	0	1	0	0
50	27	5	7	46	4	6	9	2	5	5	16	4	23	2	26
190	28	23	9	61	6	2	3	3	11	12	29	10	0	0	10
80	32	11	8	35	4	0	4	5	10	6	12	2	0	1	10
85	20	10	6	30	2	6	3	2	5	5	9	5	4	1	3
75	18	6	5	33	7	7	3	0	6	5	9	3	6	3	7
100	0	0	13	0	5	0	3	1	0	5	15	5	0	0	9
100	0	10	2	27	3	3	3	0	5	4	9	6	5	2	0
360	0	19	12	59	12	8	7	8	10	11	17	6	6	1	0
40	30	10	0	30	5	10	5	2	5	4	10	2	10	0	11
30	15	10	13	30	4	0	6	0	20	1	0	3	0	0	0
30	30	21	12	50	14	23	1	0	6	5	0	0	5	0	5

対象 番号	河川名	水防倉庫		位置		管理者	資材					
		名称	面積㎡	市町	大字		杭	鉄	麻	土	土大	縄
							木	杭	袋	のう	のう型	
21	原野谷川	諸井第1号	33.00	袋井	諸井	袋井市長	302	97	0	2,200	150	1
22	太田川	市場第13号	33.00	森	市場	森町長	560	0	35	1,150	0	15
23	一宮川	片瀬第15号	33.00	〃	一宮	〃	365	0	0	800	0	5
24	太田川	上川原第18号	33.00	〃	円田	〃	530	0	15	660	0	13
25	〃	鎌田	23.64	磐田	鎌田	磐田市長	0	40	0	2,000	0	5
26	〃	明ヶ島	120.00	〃	明ヶ島	袋井土木事務所長	355	28	1,000	710	290	250
27	敷地川	敷地	70.80	〃	敷地	磐田市長	239	30	0	800	0	5
28	〃	大平堰	19.87	〃	大平	〃	50	0	0	500	0	5
29	祝川	小立野	71.00	〃	小立野	〃	100	300	0	0	35	27
30	仿僧川	長森	27.36	〃	長森	〃	0	220	0	3,000	0	8
31	逆川	東山	8.30	掛川	東山	掛川市長	100	0	0	100	0	10
32	仿僧川	仿僧川南	14.50	磐田	福田島	磐田市長	29	20	0	1,000	0	7

鉄線	ビニールシート	器							材						
		掛矢	ハンマー	シヨベル	ジョレン	石箕	つるはし	くわ	鋸	斧	鎌	ペンチ	照明具	担架	救命綱
kg	枚	丁	丁	丁	丁	ヶ	丁	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本	本
9	14	22	13	72	21	44	2	14	8	0	54	1	0	0	19
150	0	8	7	18	19	28	2	0	6	1	10	8	0	0	2
104	0	7	5	14	13	10	1	11	3	1	7	3	0	0	0
100	0	7	4	34	11	21	1	0	3	0	14	2	0	0	1
100	20	1	13	27	5	0	2	0	0	0	0	0	5	2	5
500	150	14	0	12	4	80	11	8	10	5	16	6	5	3	5
10	0	12	4	36	14	43	6	4	17	3	14	0	3	0	1
30	0	0	2	16	8	16	3	0	1	5	0	0	4	2	5
100	34	14	16	79	54	40	33	0	6	6	32	7	0	0	3
50	20	6	4	24	11	10	15	0	5	3	7	5	0	0	3
20	10	3	4	10	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
100	17	10	8	38	15	3	5	3	5	5	5	0	5	0	5

## 第 6 章 通信連絡

### 第 1 節 水防通信連絡系統

水防時に必要とする水防管理者と下部機関との連絡用の電話及びFAX等の通信系統は、  
図6-1のとおりである。

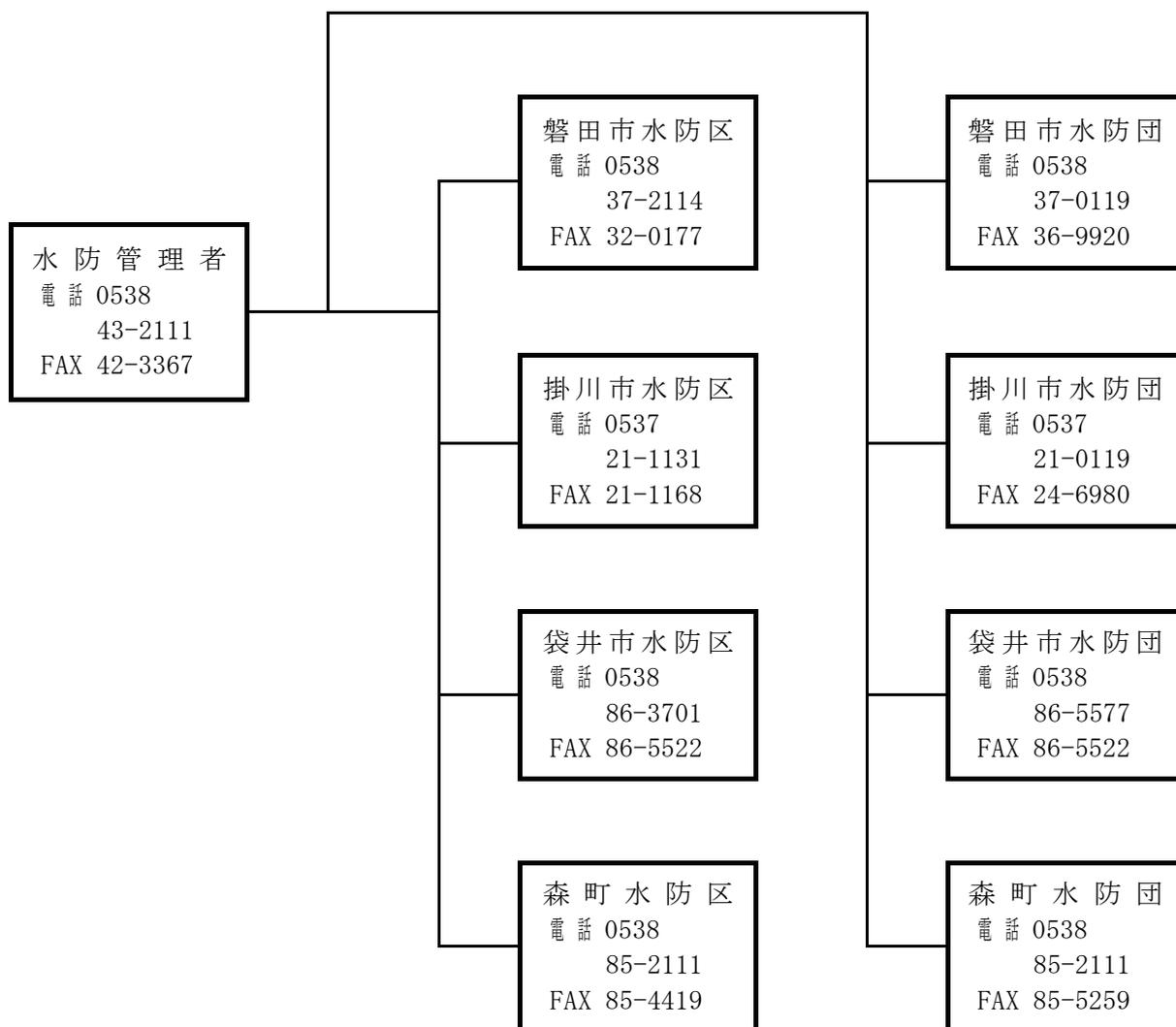


図6-1 水防管理者と下部機関との通信連絡系統図

## 第 2 節 原野谷川農地防災ダム放流による通信連絡系統

原野谷川農地防災ダム放流時における関係機関との連絡用の電話及びFAX等の通信系統は、図6 - 2のとおりである。

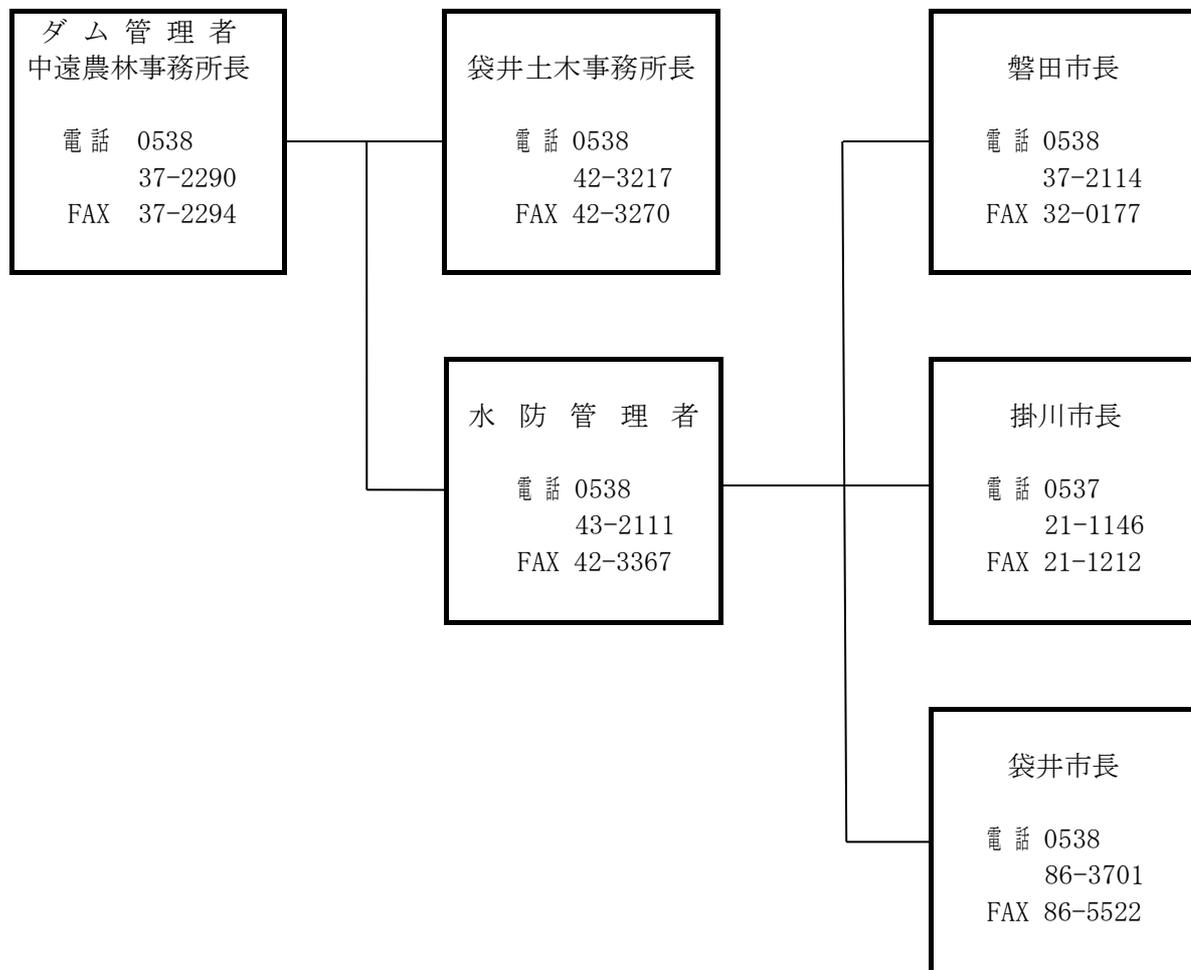


図6 - 2 ダム放流による通信連絡系統図

(ダムから放流することができる場合)

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な流量を確保する必要があるとき。
- (2) 制限水位の規定を守る場合。
- (3) ダム等（ゲートなど）の点検又は、整備のため必要があるとき。
- (4) その他やむを得ない必要があるとき。

放流の際の関係機関への通知は、放流開始1時間前に電話連絡する。

### 第 3 節 太田川ダム洪水警戒体制時等による通信連絡系統

太田川ダム洪水警戒体制時及び放流時における関係機関との連絡用の電話及びFAX等の通信系統は、図6 - 3のとおりである。

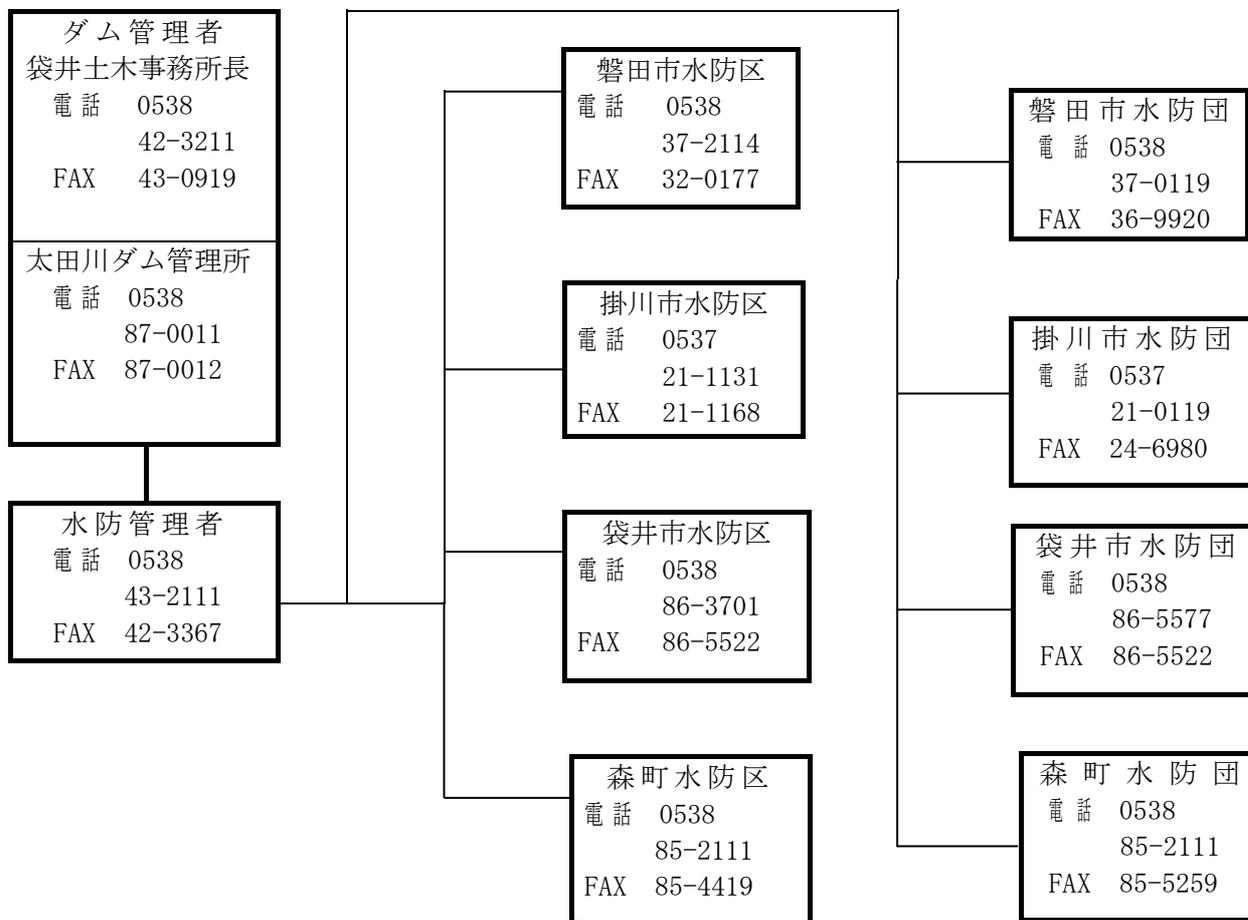


図6 - 3 洪水警戒体制時等による通信連絡系統図

(洪水警戒体制時)

- (1) 静岡地方気象台から森町において降雨に関する警報が発せられたとき。
- (2) 太田川ダムの流域内にあるいずれかの雨量観測所において24時間雨量が90mmに達したとき。
- (3) その他、所長が必要と認めたとき。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

- (1) ダム本体及び貯水池等について調査又は補修を行う必要があるとき。
- (2) その他やむを得ない必要があるとき。

## 第 7 章 観測通報

### 第 1 節 雨量の観測

管内の雨量観測所は、表 7 - 1 のとおりである。

表 7 - 1 管内の雨量観測所

観測所名	流域 河川名	位 置		観測者名	観測開始 年月日*	既往最大 日雨量(mm)	摘 要
		市 町	大 字				
(テレ) 大河内	三倉川	森	三倉	(テレ) 袋井土木事務所	S29. 9. 1 (S52. 4. 1)	492. 0	
(テレ) 粟ヶ岳	逆川	掛川	東山	〃	S29. 9. 1 (S52. 4. 1)	338. 0	
(テレ) 袋井	原野谷川	袋井	山名町	〃	S27. 8. 1 (S60. 4. 1)	268. 5	
(テレ) 黒俣	〃	掛川	黒俣	(テレ) 中遠農林事務所	S46. 5. 31	471. 0	
(テレ) 天方	太田川	森	森	(テレ) 袋井土木事務所	S36. 9. 1 (S55. 3. 1)	337. 0	
(テレ) 掛川	逆川	掛川	金城	〃	S30. 4. 1 (S60. 4. 1)	270. 5	
(テレ) 見付	今ノ浦川	磐田	見付	〃	S52. 2. 8 (S55. 3. 1)	208. 0	
(テレ) 豊浜	太田川	〃	豊浜	〃	S63. 4. 1 (S63. 4. 1)	634. 1	
(テレ) 敷地	敷地川	〃	岩室	〃	H6. 3. 3 (H6. 3. 3)	168. 0	
(テレ) 太田川ダム 管理所	太田川	森	亀久保	〃	H20. 2. 1 (H20. 2. 1)		
(テレ) 孕丹橋	原野谷川	掛川	孕石	〃	H22. 6. 10 (H22. 6. 10)		
(テレ) 原野谷	原野谷川	掛川	丹間	(テレ) 中遠農林事務所	S46. 5. 31		

\* ( ) は、テレメータ観測開始年月日

### 第 2 節 水位の観測及び通報

水防区長は、県で管理する水位観測所(表 7 - 2)の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えた場合、次の各号について速やかに流域の水防管理団体に通報する。通報を受けた場合、水防管理者は、各市町水防区及び水防団へ通報する。なお、通報については、第 6 章通信連絡「第 1 節水防通信連絡系統」によるものとする。

- (1) 水位が水防団待機水位(通報水位)に達したとき及び通報水位以上にある間の各時間毎の水位
- (2) 水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したときの時刻
- (3) 水位が最高水位に達した水位とその時刻
- (4) 氾濫注意水位(警戒水位)又は水防団待機水位(通報水位)を下回ったときの時刻

表 7 - 2 管内の水位観測所

※( )付水位は暫定値

観測所名	流域 河川名	位置		水防団 待機 水位 (通報)	氾濫 注意 水位 (警戒)	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位 (危険)	種別	観測 区分	観測者名	電話番号
		市町	大字								
細 田	逆 川	掛川	細 田	2.60	4.50	5.20	6.10	(テ) 自記	定時	袋井土木 事務所	0538- 42-3217
吉岡橋	原野谷川	〃	吉 岡	2.70	3.20			〃	〃	〃	〃
山 名	〃	袋井	袋 井	5.00	5.70	6.50	7.00	〃	〃	〃	〃
沖之川	沖 之 川	〃	川 井	3.00	3.50			〃	〃	〃	〃
蟹田川下	蟹 田 川	〃	松袋井	1.80	2.30			〃	〃	〃	〃
天 方	太 田 川	森	森	1.40	1.90	2.40	2.80	〃	〃	〃	〃
吉 川	〃	〃	問 詰	1.50	2.0			〃	〃	〃	〃
豊 浜	〃	磐田	豊 浜	2.60	2.90			〃	〃	〃	〃
新 貝	〃	〃	新 貝	3.00	3.50	4.30	4.60	〃	〃	〃	〃
福 田	仿 僧 川	〃	福 田	2.00	2.50			〃	〃	〃	〃
鮫島橋	〃	〃	鮫 島	2.00	2.50	3.20	3.40	〃	〃	〃	〃
中 島	今ノ浦川	〃	福田中島	2.00	2.50			〃	〃	〃	〃
今之浦橋	〃	〃	二之宮	2.00	2.50	3.20	3.60	〃	〃	〃	〃
金城橋	逆 川	掛川	金 城	3.50	4.00	4.50	4.90	〃	〃	〃	〃
上屋敷	倉 真 川	〃	上西郷	(2.90)	(3.40)			〃	〃	〃	〃
笠梅橋	敷 地 川	磐田	笠 梅	3.90	4.40	5.40	5.84	〃	〃	〃	〃
原野谷川 ダム	原野谷川	掛川	萩 間		15.00			〃	〃	中遠農林 事務所	0538- 37-2290
萩 間	〃	〃	〃		1.70			〃	〃	〃	〃
高 山	〃	〃	原 里		1.70			〃	〃	〃	〃

観測所名	流域 河川名	位置		水防団 待機 水位 (通報)	氾濫 注意 水位 (警戒)	避難 判断 水位	氾濫危 険水位 (洪水 特別警 戒)	種別	観測 区分	観測者名	電話番号
		市町	大字								
柳原橋	小笠沢川	袋井	高尾					自記	定時	袋井土木 事務所	0538- 42-3217
上田橋	〃	〃	上田町					(テレ) 自記	〃	〃	〃
彦島大橋	蟹田川	〃	彦島	(2.80)	(3.30)			〃	〃	〃	〃
江川橋	磐田久保川	磐田	二之宮	(1.20)	(1.70)			〃	〃	〃	〃
市場橋	太田川	森	飯田					〃	〃	〃	〃
円田	〃	〃	上川原					〃	〃	〃	〃
横手橋	宇刈川	袋井	久能	1.80	2.70	2.80	3.20	〃	〃	〃	〃
孕丹橋	原野谷川	掛川	孕石					〃	〃	〃	〃
広愛大橋	〃	袋井	愛野					〃	〃	〃	〃
常盤橋	三倉川	森	大鳥居					〃	〃	〃	〃

## 第 8 章 気象庁が行う予報及び警報とその措置（共同業務を除く）

### 第 1 節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

#### 1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、水防活動のために発表される注意報、警報の種類及び発表基準は表 8 - 1 のとおりである。

表 8 - 1 水防活動のために発表される警報等の種類とその発表基準

種 類		発 表 基 準	
注 意 報 ・ 警 報	水防活動の利用に適合するもの	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表 8 - 3 に該当する場合である
		洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表 8 - 4 に該当する場合である
		高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表 8 - 7 に該当する場合である
		津波注意報	津波により沿岸部において災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表 8 - 11 に該当する場合である
		大雨警報又は大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表 8 - 5、表 8 - 10 に該当する場合である
		洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表 8 - 6 に該当する場合である
		高潮警報又は高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表 8 - 7、表 8 - 10 に該当する場合である
		津波警報又は津波特別警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合 具体的には、表 8 - 11 に該当する場合である

警報等は上記の基準に達すると予想される場合に発表される。

また、波浪注意報・波浪警報の発表基準は表 8 - 2 のとおりである。

表 8 - 2 波浪注意報・波浪警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
波 浪 注 意 報	高い波によって災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には表 8 - 8 に該当する場合である
波 浪 警 報	高い波によって重大な災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には表 8 - 8 に該当する場合である

警報等は上記の基準に達すると予想される場合に発表される。

表 8 - 3 大雨注意報の発表基準

市町等	市町等をまとめた地域	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
磐田市	遠州南	14	80
掛川市		16	69
袋井市		12	69
森 町		14	90

※ 表の見方については、大雨及び洪水警報・注意報基準(表 8 - 9)を参照

表 8 - 4 洪水注意報の発表基準

市町等	市町等をまとめた地域	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
磐田市	遠州南	一雲済川流域=6.4、 仿僧川流域=16.5、 今ノ浦川流域=7.1	一雲済川流域=(7,6.4)、 仿僧川流域=(7,12.6)、 今ノ浦川流域=(7,7.1)、 太田川流域=(11,33.9)	天竜川下流【鹿島・中ノ町】、 太田川水系太田川・原野谷川 【天方・新貝・山名】
掛川市		牛淵川流域=13.9、 下小笠川流域=6.8、 佐東川流域=5.8、 原野谷川流域=16、 逆川流域=18.6、 倉真川流域=11.2、 垂木川流域=9.1、 東大谷川流域=6、 弁財天川流域=8.2、 西大谷川流域=6.6	佐東川流域=(11,5.8)、 原野谷川流域=(11,16)、 逆川流域=(11,14.9)、 倉真川=(7,11.2)、 垂木川=(7,9.1)、 西大谷川流域=(7,6.6)	菊川【加茂】
袋井市		前川流域=4.7、 敷地川流域=13.1、 小笠沢流域=7.2、 宇刈川流域=7.4、 逆川流域=22.3	小笠沢川流域=(5,7.2)、 宇刈川流域=(5,7.1)、 原野谷川流域=(7,27.6)	太田川水系太田川・原野谷川 【天方・新貝・山名】
森 町		吉川流域=16.2、 三倉川流域=12、 一宮川流域=9.7	太田川流域=(7,22.3)	太田川水系太田川・原野谷川 【天方・新貝・山名】

※ 表の見方については、大雨及び洪水警報・注意報基準(表 8 - 9)を参照

表 8 - 5 大雨警報の発表基準

市町等	市町等をまとめた地域	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
磐田市	遠州南	20	137
掛川市		24	118
袋井市		19	118
森 町		21	154

※ 表の見方については、大雨及び洪水警報・注意報基準(表 8 - 9)を参照

表 8 - 6 洪水警報の発表基準

市町等	市町等をまとめた地域	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
磐田市	遠州南	一雲済川流域=8、 仿僧川流域=20.7、 今ノ浦川流域=8.9	一雲済川流域=(11,7.9)、 仿僧川流域=(19,17.3)、 太田川流域=(11,37.7)	天竜川下流【鹿島・中ノ町】、 太田川水系太田川・原野谷川 【天方・新貝・山名】
掛川市		牛淵川流域=17.4、 下小笠川流域=8.6、 佐東川流域=7.3、 原野谷川流域=20.5、 逆川流域=23.3、 倉真川流域=14、 垂木川流域=11.4、 東大谷川流域=7.6、 弁財天川流域=10.3、 西大谷川流域=8.3	逆川流域=(11,20.9)、 倉真川流域=(11,12.6)、 垂木川流域=(11,10.2)、 西大谷川流域=(11,7.4)	菊川【加茂】
袋井市		前川流域=5.9、 敷地川流域=16.4、 小笠沢流域=9.1、 宇刈川流域=9.3、 逆川流域=27.9	小笠沢川流域=(7,8.1)	太田川水系太田川・原野谷川 【天方・新貝・山名】
森 町		吉川流域=20.3、 三倉川流域=15.1、 一宮川流域=12.2	-	太田川水系太田川・原野谷川 【天方・新貝・山名】

※ 表の見方については、大雨及び洪水警報・注意報基準(表 8 - 9)を参照

表 8 - 7 高潮注意報・警報の発表基準

市町等	市町等をまとめた地域	警報(標高:m)	注意報(標高:m)
磐田市、掛川市、袋井市	遠州南	1.5m	1.1m
森 町		-	-

表 8 - 8 波浪注意報・警報の発表基準

市町等	市町等をまとめた地域	警報 (有義波高：m)	注意報 (有義波高：m)
磐田市、掛川市、袋井市	遠州南	6.0m	3.0m
森 町		-	-

表 8 - 9 大雨及び洪水警報・注意報基準の見方

- (1) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (2) 土壌雨量指数基準値は 1 km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内において基準値の最低値を示す。
- (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (4) 洪水の欄中、複合基準は(表面雨量指数基準、流域雨量指数基準)の組み合わせによる基準値を表す。

<参考> 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報(特別警報)(表 8 - 10)をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

表 8 - 10 静岡地方気象台発表の特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

## 第 2 節 津波警報、注意報の種類

### 1 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生したとき、地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報、津波注意報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過少に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ 15 分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

表 8-11 津波警報等の種類と発表される津波の高さ

分類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値表現	定性的表現
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合	10m 超 10m 5 m	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m	(表記しない)

(注) 1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

### 2 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表 8-12 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

### 3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下のとおり津波予報を発表する。

表 8-13 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を発表。(地震情報等を含めて発表)
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)
	津波警報・津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)

## 第 9 章 洪水予報とその措置

### 第 1 節 知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

知事が指定した河川について気象庁長官と共同して知事が行う洪水予報を、次に示す計画に基づき水位を示して発表する。

#### 1 洪水予報を行う河川名及びその区域

表 9 - 1 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
太田川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
	右岸 "
原野谷川	左岸 袋井市逆川合流点から太田川合流点まで
	右岸 "

## 2 洪水予報の対象となる水位観測所と受け持ち区間

表 9 - 2 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒危険水位) (m)
太田川	天方	森町森 26-23	1.90	2.40	2.80
	新貝	磐田市新貝 11	3.50	4.30	4.60
原野谷川	山名	袋井市袋井 118	5.70	6.50	7.00

河川名	観測所名	受け持ち区間
太田川	天方	三倉川合流点から敷地川合流点まで
	新貝	敷地川合流点から太田川河口まで
原野谷川	山名	逆川合流点から太田川合流点まで

## 3 洪水予報発表者

表 9 - 3 洪水予報の発表者

担当官署	発表責任者
袋井土木事務所	袋井土木事務所長
静岡地方気象台	静岡地方気象台長

## 4 洪水予報の発表及び解除の基準

表 9 - 4 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき袋井土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾 濫 危 険 情 報 ( 洪 水 警 報 )	基準地点の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	
氾 濫 発 生 情 報 ( 洪 水 警 報 )	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

## 5 洪水予報の通知

表 9 - 5 洪水予報の通知

河 川 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者
太 田 川 原野谷川	袋井土木事務所長 静岡地方気象台長	太田川原野谷川治水水防組合管理者 磐田市長 掛川市長 袋井市長 森 町 長

水防管理者から各市町水防区及び水防団への通知については、第 6 章通信連絡「第 1 節水防通信連絡系統」による。なお、通知は、別添太田川水系太田川原野谷川洪水予報様式によるものとする。

## 第 10 章 水防警報とその措置

### 第 1 節 知事が行う水防警報とその措置

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、太田川（支川原野谷川を含む）については袋井土木事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位、流量等を示して、水防上の警報を発表する。

#### 1 水防警報を行う河川名及びその区域

表 10 - 1 水防警報を行う河川名及びその区域

河 川 名	区 域		区域延長 (m)
太 田 川	幹 川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 〃	22,730
	支 川 (原野谷川)	左岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで 右岸 〃	19,000
太 田 川 (津波)	幹 川	左岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで 右岸 〃	4,000

## 2 水防警報の対象とする水位観測所

表 10 - 2 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位(m)	氾濫注意(警戒)水位(m)	避難判断水位(m)	既往最高水位(m)	現況堤防高(m)	堤内地盤高(m)
幹川 太田川	天方	森町森	河口より 21.5km	1.40	1.90	2.40	2.90	左 4.7 右 4.5	左 2.6 右 3.4
	新貝	磐田市 新貝	〃 6.5km	3.00	3.50	4.30	5.75	左 7.9 右 7.5	左 5.0 右 2.7
支川 原野谷川	山名	袋井市 袋井	合流点 より 5.6km	5.00	5.70	6.50	8.20	左 9.5 右 8.9	左 5.2 右 6.5
	吉岡橋	掛川市 吉岡	〃 13.8km	2.70	3.20		4.40	左 5.7 右 5.3	左 2.2 右 2.3

## 3 水防警報発表者

表 10 - 3 水防警報発表者

河川名	発表者	責任者官職名
太田川	袋井土木事務所	袋井土木事務所長

## 4 水防警報発表及び解除の基準

表 10 - 4 静岡県水防警報発表及び解除の基準

種類	内容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇の恐れがありかつ出動の必要が予測されるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

表 10 - 5 静岡県水防警報発表及び解除の基準(津波)

種 類	内 容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

5 水防警報の通知は、次表のとおりとする。

表 10 - 6 水防警報の通知

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	連絡方法	
				発報担当者	受報担当者
太田川	天 方 新 貝	袋井土木事務所長	太田川原野谷川 治水水防組合 管 理 者	電 話	電 話
支 川 原野谷川	山 名 吉 岡 橋			0538 42-3217	0538 44-3166
太田川 (津波)	天 方 新 貝			F A X 42-3270	F A X 42-3367

水防管理者から各市町水防区及び水防団への通知については、第6章通信連絡「第1節水防通信連絡系統」による。また通知は、別添水防警報発報受報様式（洪水）及び水防警報発報受報様式（津波）によるものとする。

## 第 11 章 水位周知河川における水位到達情報

### 第 1 節 知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

知事が指定した水位周知河川（敷地川、仿僧川、今ノ浦川、逆川、宇刈川）における水位到達情報は、袋井土木事務所長が水防管理者に通知する。氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は可能な範囲で行うこととする。

1 知事が指定した水位周知河川名及びその区域

表 11 - 1 知事が指定した水位周知河川名及びその区域

河川名	区 域		区域延長 (m)
太田川	支川 (敷地川)	左岸 磐田市大当所梨の木橋～太田川合流点まで 右岸 〃	8,300
	支川 (仿僧川)	左岸 磐田市万正寺祝川合流点～太田川合流点まで 右岸 磐田市小島祝川合流点～太田川合流点まで	6,600
	支川 (今ノ浦川)	左岸 磐田市見付管理上流端～ぼう僧川合流点まで 右岸 〃	7,900
	支川 (逆川)	左岸 掛川市逆川鞍下橋～原野谷川合流点まで 右岸 掛川市千羽鞍下橋～原野谷川合流点まで	12,000
	支川 (宇刈川)	左岸 袋井市春岡春岡大橋～原野谷川合流点まで 右岸 〃	5,600

2 知事が指定した水位周知河川の対象水位観測所

表 11 - 2 知事が指定した水位周知河川の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機 (通報) 水位 (m)	氾濫注意 (警戒) 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 (洪水特別警戒) 水位 (m)	既往最高 水位 (m)	現況 堤防高 (m)	堤内地盤高 (m)	
太田川	支川 (敷地川)	磐田市 笠梅	本川合流点 から 2.9km	3.90	4.40	5.40	5.84	6.49	左 7.96 右 7.79	左 5.85 右 6.31	
	支川 (仿僧川)	磐田市 鮫島	〃 4.9km	2.00	2.50	3.20	3.40	3.09	左 5.30 右 4.92	左 1.45 右 5.14	
	支川 (今ノ浦川)	磐田市 二之宮	仿僧川 合流点から 4.8km	2.00	2.50	3.20	3.60	3.38	左 4.32 右 5.29	左 3.02 右 4.29	
	支川 (逆川)	細田	掛川市 細田	本川合流点 から 4.4km	2.60	4.50	5.20	6.10	7.80	左 9.08 右 8.93	左 4.77 右 6.50
		金城橋	掛川市 金城	〃 9.46km	3.50	4.00	4.50	4.90	5.38	左 6.51 右 5.60	左 6.31 右 4.57
	支川 (宇刈川)	横手橋	袋井市 久能	〃 2.9 km	1.80	2.70	2.80	3.20	2.89	左 6.35 右 5.35	左 4.82 右 4.35

3 水位周知河川における水位到達情報の通知は、表 11 - 3 のとおりとする。

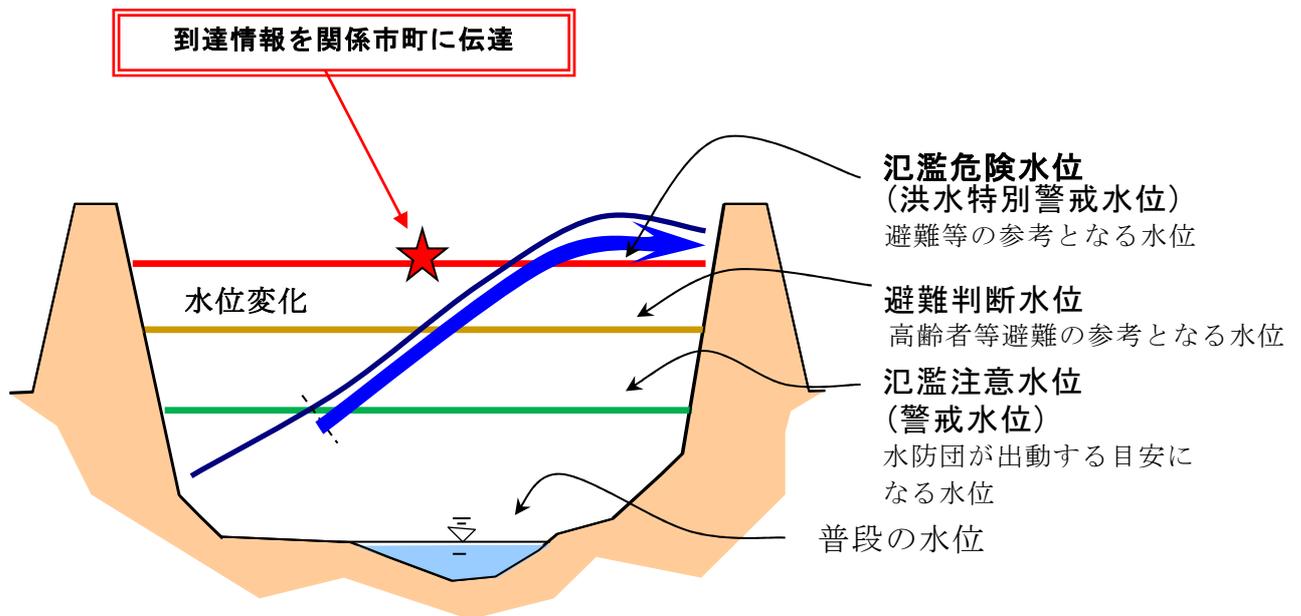
表 11 - 3 水位周知河川における水位到達情報の通知

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	
太田川	支 川 (敷地川)	袋井土木事務所長	磐田市長・袋井市長・森町長 太田川原野谷川治水 水防組合管理者	
	支 川 (仿僧川)		磐田市長 太田川原野谷川治水 水防組合管理者	
	支 川 (今ノ浦川)		磐田市長・袋井市長 太田川原野谷川治水 水防組合管理者	
	支 川 (逆川)		細田	掛川市長・袋井市長 太田川原野谷川治水 水防組合管理者
			金城橋	掛川市長 太田川原谷川治水 水防組合管理者
	支 川 (宇刈川)		横手橋	磐田市長・袋井市長 太田川原谷川治水 水防組合管理者

太田川原野谷川治水水防組合管理者から各水防区及び水防団への通知については、第 6 章通信連絡、「第 1 節水防通信連絡系統」による。また通知は、別添県管理河川水位到達情報発表様式によるものとする。

#### 4 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第13条)水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。



#### 5 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報の通知

別添県管理河川氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報発表様式により、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

#### 6 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報を発表しない場合の処置理由を付し関係者に通知する。

## 第 12 章 水防活動

### 第 1 節 水防配備体制

#### 1 太田川原野谷川治水水防組合の非常配備

太田川原野谷川治水水防組合の非常配備については、表 12 - 1 のとおりである。

表 12 - 1 太田川原野谷川治水水防組合の非常配備

配備区分	配備基準	配備体制
事前配備	1. 静岡地方気象台より大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたとき 2. 水防団待機水位（通報水位）に達し又はその恐れがあるとき	1. 2 名体制 2. 状況に応じて事務局次長及び係長が加わる（3～4 名体制）
第 1 次非常配備	氾濫注意水位（警戒水位）に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき	「事前配備」の体制に事務局員（袋井市道路河川課員）が加わる。 （4～6 名体制）
第 2 次非常配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想される時	第 1 次非常配備と同様とする
第 3 次非常配備	1. 事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時 2. 気象庁より特別警報が発表されたとき	第 1 次非常配備と同様とする
解除	水位が下降して水防活動の必要が無くなったとき	

#### 2 水防団（消防団）に対する非常配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合。この場合には、速やかに所轄する水防区長を経由して県水防本部長に報告をしなければならない。
- (2) 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報の伝達を受けた場合。
- (3) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合。

水防団（消防団）の非常配備については、表 12 - 2 のとおりである。

表 12 - 2 水防団（消防団）の非常配備

配備区分	配備基準	配備体制
待機	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき</li> <li>2. 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、かつ準備の必要を認めるとき</li> </ol>	水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき</li> <li>2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき</li> </ol>	水防団（消防団）の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき</li> <li>2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき</li> <li>3. 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき</li> </ol> <p>ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る</p>	水防団（消防団）の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき	

水防上の注意事項

1. 洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、水防団員自身の安全は確保しなければならない。
2. 出動の際は、必要に応じ、水防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。
3. 水防団員（消防団員）は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
4. 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
5. 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。
6. 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。
7. 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。
8. 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
9. 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。

### 3 ダム事前放流に係る配備体制

ダム管理者が事前放流を実施する場合には、水防区長は、表 12-3 の基準により、ダム事前放流実施に係る配備を執るものとする。

表 12-3 ダムの事前放流に係る配備基準

配備区分	配備基準	配備要員
ダム事前放流実施に係る配備	ダム管理者から事前放流を実施するとの通知がされ、水防団待機水位に達する恐れがあるとき	1. 2名体制 2. 状況に応じて事務局次長及び係長が加わる（3～4名体制）
解除	事前放流を実施する見込みがなくなったとき (第1次事前配備が発令されたときは配備体制を移行する)	
<p>水防上の注意事項</p> <p>1. 配備要員は、交代者と引継ぎを完了して業務を終了すること。</p> <p>2. 交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。</p>		

### 4 水防団出動可能人員及び管轄地域

当組合の水防団出動可能人員は表 12-3 のとおりである。また、管轄地域については、別添各市町区域図による。

表 12-4 当組合の水防団出動可能人員

市町	水防管理団体	水防団		水防区域	河川海岸等		摘要
		団長名	団員数		区別	延長(m)	
磐田	太田川原野谷川治水水防組合	門奈良則	375 (896)	天竜川流域を除く磐田区域全域	2級河川 準用河川 普通河川	56,860 10,140 60,920	
掛川	〃	鈴木智彦	486 (803)	菊川、竜今寺川、東大谷川、弁財天川、開川、大溝川流域を除く掛川区域全域	2級河川 準用河川 普通河川	101,860 74,770 89,600	
袋井	〃	村松孝師	412 (514)	弁財天川流域を除く袋井区域全域	2級河川 準用河川 普通河川 海岸	69,190 17,180 15,280 5,000	
森	〃	榑原雄太	338 (338)	森町全域	2級河川 準用河川 普通河川	57,800 37,940 120,680	

市町	水防管理団体	水防団		水防区域	河川海岸等		摘要
		団長名	団員数		区別	延長(m)	
計			1,611 (2,551)		2級河川 準用河川 普通河川 海岸	285,710 140,030 286,480 8,400	

※ 団員数の（ ）内は、各市町における水防団員の総数。

## 第 2 節 監視及び警戒とその措置

### 1 監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、区域内の河川等・遊水池、海岸堤防及び津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

### 2 警戒

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が指令されたとき、または気象等の悪化が予想されるとき等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防区長(土木事務所長)及び河川等の管理者に報告し、水防区長は県水防本部長に報告するものとする。なお、高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂または沈下
- (3) 川側(又は海側)堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### 第 3 節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、団員自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

### 第 4 節 緊急通行

#### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

#### 2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

### 第 5 節 水防信号及び標識並びに身分証票

#### 1 水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号（昭和 31 年 9 月 28 日県規則第 75 号）は、表 12 - 4 のとおりである。

- (1) 信号は適當の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号及び同報無線を併用する。
- (3) 前記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること。

表 12 - 4 水防信号

種 類	説 明	警鐘信号	サイレン信号		
第 1 信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止	約5秒 ○—	約15秒 休止	約5秒 ○—
			約15秒 休止	約5秒 ○—	約15秒 休止
第 2 信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべき事を知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒 ○—	約6秒 休止	約5秒 ○—
			約6秒 休止	約5秒 ○—	約6秒 休止
第 3 信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべき事を知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 ○—	約5秒 休止	約10秒 ○—
			約5秒 休止	約10秒 ○—	約5秒 休止
第 4 信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべき事を知らせるもの	乱 打	約1分 ○—	約5秒 休止	約1分 ○—
			約5秒 休止	約1分 ○—	約5秒 休止
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること。 2 必要があれば警鐘、サイレン信号を併用することをさまたげない。 3 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。				

## 2 水防標識

水防法第18条の規定による水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、図12-1～2のとおりとする。

### (1) 水防優先通行車馬標識

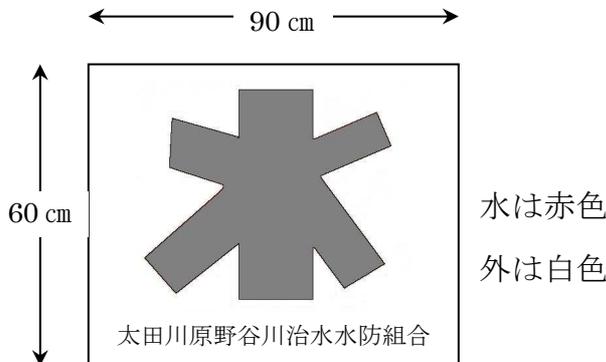


図12-1 車馬標識

### (2) 腕章

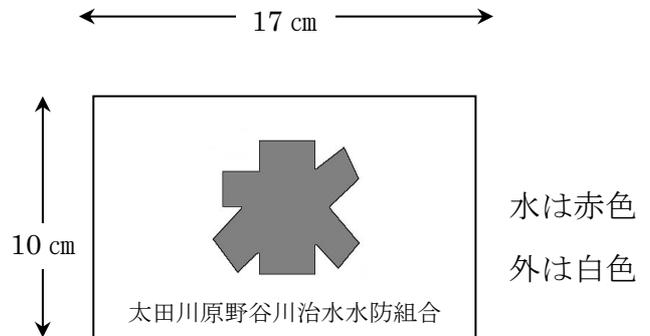


図12-2 腕章

## 3 身分証票

太田川原野谷川治水水防組合の水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者の身分証票は、図12-3～4のとおりとする。

川組第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に入ることができる者であることを証する。	
令和 年 月 日	太田川原野谷川治水水防組合管理者 大場規之

図12-3 身分証票(表)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1)本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。</li><li>(2)本証の身分に変更があったときはすみやかに訂正を受けること。</li><li>(3)記名以外の者の使用を禁ずる。</li><li>(4)本証の身分を失ったときはすみやかに返還すること。</li></ul> |
|---|

図 12-4 身分証票(裏)

## 第 6 節 水防配備の解除

### 1 水防管理団体の配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなつたと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、所管する水防区長(土木事務所長)を経由して県水防本部長に報告するものとする。

### 2 水防団及び消防団等の配備の解除

(1)水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。

(2)水防団員及び消防団員は、1による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

(3)水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

(4)使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第 13 章 決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置、避難

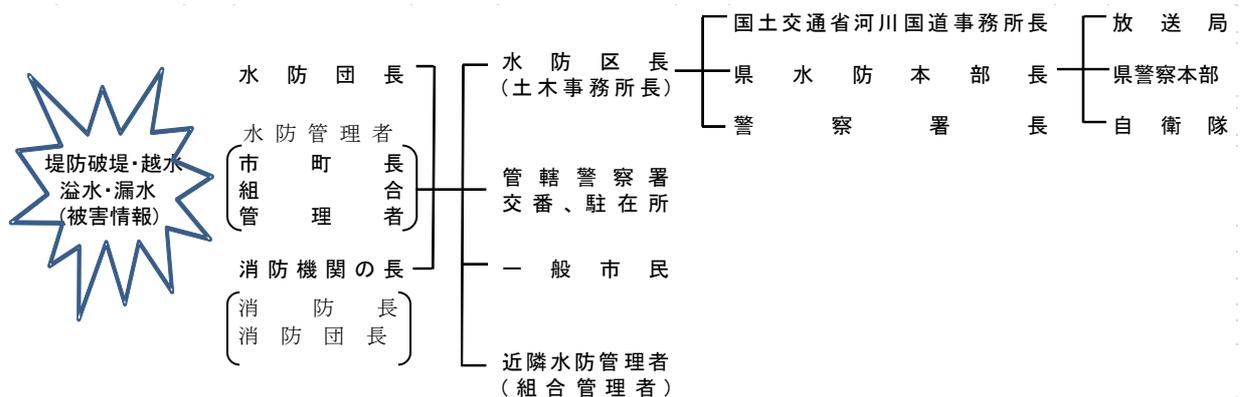
### 第 1 節 決壊・漏水等（被害情報）の通報及び決壊後の処置

1 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長はすみやかに必要と認める区域の居住者、水防区長(土木事務所長)、管轄警察署又は交番・駐在所及び隣接水防管理者に通報するものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

2 この通報を受けた隣接水防管理者は、さらに、氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

3 決壊箇所については、水防管理者、水防団長、消防機関の長、及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。



### 第 2 節 避難の指示及び避難のための立退き

1 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第 29 条に基づき、水防管理者は、すみやかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。なお、報道機関等、水防信号又はその方法を利用し、迅速かつ的確に指示するものとする。

2 水防管理者が、立退き又は準備を指示するときは、遅滞なく、当該区域を管轄する警察署長へ通知するとともに、水防区長(土木事務所長)を経由して県水防本部長へその旨を報告しなければならない。

- 3 水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を管轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。水防管理者は、危険箇所に対応する避難場所、避難指示者及び避難責任者（避難誘導者）を明示し、事前に一般に周知せしめておくものとする。

4 避難のための立退き計画は、表 13 - 1 のとおりである。

表 13 - 1 避難のための立退き計画

市町名	避難地区	避難先 ( )内は補助施設	収容人員	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)
磐田	権現町、安久路、城之崎	城山中学校	1,506	磐田市長	消防団長
〃	東坂町、住吉町、宿町、 地脇町、中川町、新通町、 清水町、天王町、元倉町	磐田北小学校	1,503	〃	〃
〃	今之浦（一丁目～五丁目）	ワークピア磐田	391	〃	〃
〃	一番町、加茂川通	磐田市総合体育館	1,010	〃	〃
〃	中央町	磐田第一中学校	1,248	〃	〃
〃	西町、御殿、大泉町、二之 宮三丁目、二之宮四丁目、 二之宮浅間通、二之宮宮本、 二之宮中通、鳥之瀬町	磐田中部小学校	1,464	〃	〃
〃	田町、石原町、栄町、天龍	磐田西小学校	833	〃	〃
〃	豊島、北島、千手堂、 万正寺、中野、上大之郷、 下岡田、上岡田、中野団地、 浜部	磐田南小学校	972	〃	〃
〃	鮫島、小島、白拍子、草崎	長野小学校	901	〃	〃
〃	西貝塚、西之島、上南田	西貝交流センター	179	〃	〃
〃	東脇、新出、和口、東新屋、 大立野、東新町、県営住宅、 公団住宅、東新町一丁目	南御厨交流センター	163	〃	〃
〃	東貝塚	東部小学校	1,137	〃	〃
〃	鎌田（鋤影、坊中、長江）、 新貝、稗原	神明中学校	1,156	〃	〃
〃	玉越、三ヶ野、西島、 明ヶ島	田原小学校	535	〃	〃
〃	笠梅、向笠新屋、向笠竹之内、 向笠西、篠原、岩井	向笠小学校	690	〃	〃
〃	野箱、前野、新島、長須賀、 刑部島	南部中学校	1,117	〃	〃
〃	大和田、上大原、中大原、 下大之郷、川成、長池、大原、 大原新町	静岡産業大学/ 第2スポーツセンター	569	〃	〃

市町名	避難地区	避難先 ( )内は補助施設	収容 人員	避難 指示者	避難責任者 (避難誘導者)
磐田	7 番組、15 番組、石田組、 中島新町	福田中学校	1,509	磐田市長	消防団長
〃	1 番組、2 番組、3 番組、 4 番組、5 番組、6 の 1 番組、 6 の 2 番組、6 の 3 番組、 8 番組、9 の 1 番組、9 の 2 番組、10 の 1 番組、10 の 2 番組、10 の 3 番組、11 番組、 12 番組、13 番組、14 番組、 14 番北組、昭和組、下太、 本田東、本田中、本田西、 新田東、新田中、新田西、 塩新田、一色、清庵新田、 太郎馬新田、南田	福田小学校	1,353	〃	〃
〃	豊浜中野、豊浜（小島方、 大島、雁代）	豊浜小学校	689	〃	〃
〃	五十子、南島、蛭池、 東小島	福田屋内スポーツセンター	796	〃	〃
〃	金洗、岡、平間、あおば	竜洋中学校	1,598	〃	〃
〃	掛塚（本町、横町、新町、 蟹町、東町）	竜洋西小学校	900	〃	〃
〃	駒場、西平松、中平松、 飛平松、東平松、海老島、 竜洋稗原、大中瀬、小中瀬	竜洋東小学校	491	〃	〃
〃	竜洋中島、宮本、高木、 堀之内	竜洋北小学校	604	〃	〃
〃	一言里	豊田南小学校	1,372	〃	〃
〃	宮之一色、下万能、立野、 ジェイハイム豊田立野、 ベルメゾン豊田、森本	豊田南中学校	2,014	〃	〃
〃	中田、気子島、海老塚、 赤池、下本郷、上本郷、 ジェイハイム豊田本郷	青城小学校	966	〃	〃
〃	敷南区、敷上区	豊岡東交流センター	473	〃	〃

市町名	避難地区	避難先 ( )内は補助施設	収容 人 員	避難 指示者	避難責任者 (避難誘導者)
袋 井	駅前、高尾	袋井南小学校、袋井南コミュニティセンター、袋井南保育所	1,530	袋井市長	袋井方面隊 第2分団長
〃	高南	高南小学校、高南コミュニティセンター、サンライフ袋井、袋井体育センター、袋井特別支援学校、	2,357	〃	〃
〃	袋井、川井、袋井西、方丈、田原	袋井中学校、袋井西小学校	2,147	袋井市長	袋井方面隊 第1分団長
〃	袋井北、袋井北四町	袋井北小学校、若草こども園、袋井北コミュニティセンター、袋井商業高校 さわやかアリーナ	4,001	〃	袋井方面隊 第4分団長
〃	袋井東一、袋井東二	袋井東小学校、袋井東コミュニティセンター	841	〃	袋井方面隊 第5分団長
〃	今井	今井小学校、今井コミュニティセンター、静岡県温室農業協同組合クラウンモシ支所	1,093	〃	袋井方面隊 第6分団長
〃	三川	三川小学校、三川コミュニティセンター	611	〃	袋井方面隊 第7分団長
〃	笠原	笠原小学校、笠原コミュニティセンター、プラザホール、笠原こども園、旧笠原保育所、岡崎会館、中遠クリーンセンター、風見の丘	1,252	〃	袋井方面隊 第8分団長
〃	上山梨	山名コミュニティセンター、月見の里学遊館	1,363	〃	袋井方面隊 第9分団長
〃	下山梨	周南中学校	1,360	〃	〃
〃	宇刈	山名小学校、宇刈いきいきセンター、山梨幼稚園	1,677	〃	袋井方面隊 第10分団長
〃	浅羽北	浅羽中学校、浅羽東小学校、浅羽北小学校、浅羽東こども園、浅羽北幼稚園、浅羽北コミュニティセンター、メロープラザ	4,415	〃	浅羽方面隊 第1.2分団長
〃	浅羽西	浅羽西コミュニティセンター、浅羽西幼稚園	244	〃	浅羽方面隊 第3分団長
〃	浅羽東、浅羽南	浅羽南小学校	953	〃	浅羽方面隊 第4.5分団長

市町名	避難地区	避難先 ( )内は補助施設	収容 人員	避難 指示者	避難責任者 (避難誘導者)
森	黒田、三倉、中村、上野平、大河内、木根、乙丸、大府川、中野、大久保、田能	旧三倉小学校	266	森町長	第1分団長
〃	葛布、西俣、黒石	旧泉陽中学校	424	〃	〃
〃	大鳥居、問詰、鍛冶島、亀久保、嵯塚	旧天方小学校	316	〃	〃
〃	城下上、城下下、赤松、川向、本丁、川久保、大上、橘、薄場	森中学校	751	〃	第2分団長
〃	開運町、明治町、新町、仲横町、川原町、南町	森小学校	864	〃	〃
〃	本町、下宿、大門、向天方上、向天方下	森町総合体育館	656	〃	〃
〃	栄町上、栄町中	遠江総合高等学校	280	〃	〃
〃	西幸町、促進住宅森	森町文化会館	177	〃	〃
〃	片瀬	一宮総合センター	80	〃	第3分団長
〃	草ヶ谷、円田、中川上、西組	旭が丘中学校	699	〃	第4分団長
〃	米倉、大久保、赤根、谷崎、宮代西、宮代東、谷中、中川下	宮園小学校	806	〃	第3・4分団長
〃	牛飼	園田総合センター	79	〃	第4分団長
〃	市場、下飯田、中飯田、上飯田、東組、若宮、鴨谷、福田地、戸綿、北戸綿、南戸綿	飯田小学校	811	〃	第5分団
〃	城北、梶ヶ谷	飯田総合センター	64	〃	〃

市町名	避難地区	避難先 ( )内は補助施設	収容 人 員	避難 指示者	避難責任者 (避難誘導者)
掛川	塩町	塩町公会堂 2 F		掛川市長	地区防災会長
〃	神明町	神明町公会堂		〃	〃
〃	紺屋町	紺屋町公会堂		〃	〃
〃	中町	中町公会堂		〃	〃
〃	中町	掛川商工会議所		〃	〃
〃	連雀	蓮福寺		〃	〃
〃	瓦町	日本キリスト教団掛川協会		〃	〃
〃	十九首	市営住宅十九首団地 2 F		〃	〃
〃	十九首	西中学校		〃	市対策支部長
〃	十九首	十九首公会堂 2 F		〃	地区防災会長
〃	七日町、上屋敷	さんりーな		〃	〃
〃	上屋敷	殊勝寺		〃	〃
〃	秋葉通り	秋葉通り区公会堂		〃	〃
〃	橘町	つくし会館 2 F		〃	〃
〃	新道	掛川工業高校		〃	市対策支部長
〃	緑ヶ丘第一	緑ヶ丘公会堂		〃	地区防災会長
〃	矢崎	矢崎公会堂		〃	〃
〃	葵町	葵町公会堂		〃	〃
〃	県営掛川団地、神代地	掛川東高校		〃	市対策支部長
〃	神代地	神代地公民館		〃	地区防災会長
〃	結縁寺	結縁寺公会堂		〃	〃
〃	満水	満水公会堂		〃	〃
〃	菌ヶ谷	菌ヶ谷公民館		〃	〃
〃	成滝	成滝区公会堂		〃	〃
〃	葛川	八幡神社		〃	〃
〃	金城	金城公会堂		〃	〃
〃	金城	西山口小学校		〃	市対策支部長

市町名	避難地区	避難先 ( )内は補助施設	収容 人 員	避難 指示者	避難責任者 (避難誘導者)
掛川	宮村	宮村公民館		掛川市長	地区防災会長
〃	海老名	道の駅掛川		〃	〃
〃	影森	影森公会堂		〃	〃
〃	影森	日吉神社		〃	〃
〃	影森	帝釈帝		〃	〃
〃	塩井川原	塩井川原公会堂 2 F		〃	〃
〃	寺ヶ谷	寺ヶ谷公会堂		〃	〃
〃	伊達方	伊達方公会堂		〃	〃
〃	本所	本所公会堂		〃	〃
〃	原子	原子公会堂		〃	〃
〃	木割	木割公会堂		〃	〃
〃	池下	池下公会堂		〃	〃
〃	池下	雇用促進住宅逆川宿舎		〃	〃
〃	牛頭	牛頭公会堂		〃	〃
〃	古宮	法讃寺		〃	〃
〃	下町	下町公会堂		〃	〃
〃	本町	本町地区公民館		〃	〃
〃	川向	川向公会堂		〃	〃
〃	大野中上	大野中上公会堂		〃	〃
〃	大野下	大野下公会堂		〃	〃
〃	東山1班	東山第一部公会堂		〃	〃
〃	東山4班	山東茶業工場		〃	〃
〃	水垂	水垂公民館		〃	〃
〃	初馬3区	会下の谷公民館		〃	〃
〃	初馬6区	栃沢公民館		〃	〃
〃	初馬3区	湯治ヶ谷公民館		〃	〃
〃	初馬8区	西山公会堂(初馬)		〃	〃
〃	初馬7区	石上公民館		〃	〃

市町名	避難地区	避難先 ( )内は補助施設	収容 人 員	避難 指示者	避難責任者 (避難誘導者)
掛川	初馬5区	初馬5区公会堂		掛川市長	地区防災会長
〃	初馬9区	初馬9区公会堂		〃	〃
〃	初馬	初馬会館		〃	〃
〃	初馬4区	粟本地域生涯学習センター		〃	〃
〃	初馬団地	初馬団地公会堂		〃	〃
〃	北門	北門公民館		〃	〃
〃	城北町	城北町公会堂		〃	〃
〃	弥生町	農協やよい支所		〃	〃
〃	下西郷(谷の口)	谷の口公民館		〃	〃
〃	下西郷西	永江院		〃	〃
〃	倉真2区	2区公民館		〃	〃
〃	倉真3区	倉真地域生涯学習センター		〃	〃
〃	倉真4区	倉真小学校		〃	市対策支部長
〃	倉真4区	新東名高速道路SA		〃	地区防災会長
〃	小市	小市公民館		〃	〃
〃	方の橋	方の橋公民館		〃	〃
〃	方の橋	北中学校		〃	市対策支部長
〃	方の橋、五明(下五明)	下五明公会堂		〃	地区防災会長
〃	構江	構江公民館		〃	〃
〃	石ケ谷(1,2,3,4,5 班)	西郷小学校 2F		〃	市対策支部長
〃	滝の谷	滝の谷公民館		〃	地区防災会長
〃	五明(大飛)	大飛公民館		〃	〃
〃	五明(大宮)	大宮公民館		〃	〃
〃	五明(中五明)	中五明集会所		〃	〃
〃	大和田、孕丹	大和田公会堂		〃	〃
〃	孕丹	孕丹公民館		〃	〃
〃	萩間	萩間区公民館		〃	〃
〃	居尻	ならここの湯		〃	〃

市町名	避難地区	避難先 ( )内は補助施設	収容 人員	避難 指示者	避難責任者 (避難誘導者)
掛川	泉	元茶工場		掛川市長	地区防災会長
〃	栢原、高山	原田小学校		〃	市対策支部長
〃	正道	正道集会所		〃	地区防災会長
〃	正道	正道公民館		〃	〃
〃	平島	平島公民館		〃	〃
〃	久居島	久居島公会堂		〃	〃
〃	上西之谷	西之谷公民館		〃	〃
〃	本郷東	本郷東公会堂		〃	〃
〃	本郷東	原谷小学校 2F		〃	市対策支部長
〃	西山	西山公会堂(西山)		〃	地区防災会長
〃	家代南	大輝建設 2F		〃	〃
〃	家代南	小林工業 2F		〃	〃
〃	遊家	平野鋳造		〃	〃
〃	遊家	堀式商店遊家工場		〃	〃
〃	宇洞	宇洞公会堂		〃	〃
〃	宮中	宮中公民館		〃	〃
〃	桜野団地、田中	桜木小学校		〃	市対策支部長
〃	飛鳥	飛鳥公会堂		〃	地区防災会長
〃	富部	富部区公会堂		〃	〃
〃	森平	森平公会堂		〃	〃
〃	高田	高田公会堂		〃	〃
〃	細沢	勤労者福祉会館 2F		〃	〃
〃	岡津、領家	岡津公会堂		〃	〃
〃	原川、徳泉	原川公会堂		〃	〃
〃	領家(3区)	領家三区公会堂		〃	〃
〃	領家	曾我小学校2F		〃	市対策支部長
〃	高御所	高御所公会堂		〃	地区防災会長
〃	篠場、梅橋	篠場公会堂		〃	〃

市町名	避難地区	避難先 ( )内は補助施設	収容 人員	避難 指示者	避難責任者 (避難誘導者)
〃	神代地	神代地自主防災会避難所		〃	地区防災会長
〃	家代の里	家代の里学習館プラザ		〃	〃

※ 掛川市の避難先収容人数については、算出していないため未記入。

## 第 14 章 水防てん末報告

- 1 水防管理者は、洪水、高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときは、別添水防実施状況報告書により、水防活動実施後 10 日以内に水防区(土木事務所)を経由し、県水防本部長に報告するものとする。

## 第 15 章 協力及び応援

### 第 1 節 河川管理者の協力

- 1 河川管理者(県)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。
  - (1) 河川に関する情報(河川の水位)の提供
  - (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
  - (3) 水防管理団体が行う水防訓練への参加
  - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

## 第 16 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

- 1 水防管理団体の水防計画の策定
  - (1) 指定水防管理団体は、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更し、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
  - (2) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、または変更したときは、その要旨を公表しなければならない。
- 2 水防管理団体の水防訓練
  - (1) 指定水防管理団体は、毎年 1 回以上、県の指導により水防団及び消防機関と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。

- (2) 水防管理団体が主催する水防研修や中部地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。
- (3) 津波災害警戒区域に係る水防団及び消防機関は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

このページに記載事項はありません

# 付 表

# 水 防 法

〔昭和24年6月4日〕  
法律第193号

最終改正 平成29年5月19日法律第31号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の活動、1の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）

第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第7条第3項において同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の11第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第2章 水防組織

### (市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

### (水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

### (水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする1の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

### (水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益

の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

#### (水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

#### (都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

#### (指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

#### (水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

#### (水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

#### (公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

#### (退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

#### (都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全

の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 2以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

#### （都道府県水防協議会）

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対し意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第3章 水防活動

#### （河川等の巡視）

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

#### （国の機関が行う洪水予報等）

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その

状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

#### （都道府県知事が行う洪水予報）

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

#### （水位の通報及び公表）

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

#### （国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する

二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

#### (都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第14条の2第1項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

#### (都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

#### (関係市町村長への通知)

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

#### (洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、都道府

県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

#### （雨水出水浸水想定区域）

第14条の2 都道府県知事は、第13条の2第1項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第2項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

#### （高潮浸水想定区域）

第14条の3 都道府県知事は、第13条の3の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 1 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条の2若しくは第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 1 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第7項に規定する自衛水防組織の構成員
- 2 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第6項の規定により自衛水防

組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第15条の11において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項

2 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する2以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第1項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

**(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)**

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

**(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)**

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

#### (市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

#### (浸水被害軽減地区の指定等)

第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

#### (標識の設置等)

第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

### (行為の届出等)

第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

### (大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 1 国土交通大臣
- 2 当該河川の存する都道府県の知事
- 3 当該河川の存する市町村の長
- 4 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 5 当該河川の河川管理者
- 6 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 7 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

### (都道府県大規模氾濫減災協議会)

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 1 当該都道府県知事

- 2 当該河川の存する市町村の長
  - 3 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 4 当該河川の河川管理者
  - 5 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 6 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第3項及び第3項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

#### (予想される水災の危険の周知等)

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

#### (河川管理者の援助等)

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

#### (水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

#### (水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の

準備をさせなければならない。

#### (優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

#### (緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

#### (水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

#### (警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

#### (警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

#### (応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

#### (居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

#### (決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

#### (決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

#### (水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

#### (公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

#### (立退きの指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

#### (知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

#### (重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 2以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

#### (特定緊急水防活動)

第32条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

1 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

2 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは、「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」ととする。

#### (水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

#### (津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

## 第4章 指定水防管理団体

### (水防計画)

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第7条第2項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

#### (水防協議会)

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各号に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

#### (水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

### 第5章 水防協力団体

#### (水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### (水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 3 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 4 水防に関する調査研究を行うこと。
- 5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### (水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

#### (監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### (情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

### 第6章 費用の負担及び補助

#### (水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

#### (利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域に属する都道府県知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

#### (都道府県の費用負担)

第43条 この法律による都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

#### (国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

#### (費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

## 第7章 雑則

### (第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令に定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

### (表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、報償を行うことができる。

### (報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

### (勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

### (資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属するものをして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

## (権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第8章 罰則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金（新規）に処する。

1 第15条の7第3項の規定に違反した者

2 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

1 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者。

2 第20条第2項の規定に違反した者。

3 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、防げ、若しくは忌避した者。

## 附則

1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の3分の1以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第2項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

このページに記載事項はありません

# 太田川原野谷川治水水防組合水防協議会条例

昭和34年8月29日  
条例第1号

改正：昭和49年2月22日 条例第4号

第1条 太田川原野谷川治水水防組合水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、水防法（昭和24年法律第193号）に定めあるもののほかこの条例に定めるところによる。

第2条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、そのあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第3条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務代理者がその職務を行うことができる。

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 管理者において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

第5条 会長は会議を招集し、その議長となる。

第6条 協議会は委員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条 協議会に書記を置き、会長が命じ又は委嘱する。

2 書記は会長の命を受け、庶務に従事する。

第8条 委員には別に条例で定めるところにより、報酬並びに費用弁償を支給する。

第9条 前各号に定めのあるもの及び協議会が自ら定めあるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和34年8月29日から施行する。

附 則 （昭和49年2月22日条例第4号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

## 太田川原野谷川治水水防組合水防協議会委員名簿

令和4年4月現在

役職名	氏名	職	備考
会長	おおば のりゆき 大場 規之	組合管理者(袋井市長)	
委員	くさち ひろあき 草地 博昭	磐田市長	
"	くぼた たかし 久保田 崇	掛川市長	
"	おおた やすお 太田 康雄	森町長	
"	さかい ひろゆき 酒井 浩行	袋井土木事務所長	
"	さかきばら まさひこ 榊原 正彦	西部危機管理監	
"	なかむら としひろ 中村 俊弘	磐田警察署長	
"	きくち くにひろ 菊地 邦宏	掛川警察署長	
"	おおた まもる 太田 守	袋井警察署長	
"	かみや まさひろ 神谷 正祐	袋井市森町広域行政組合消防長	
"	いとう ひでかつ 伊藤 秀勝	磐田市消防本部消防長	
"	ひらい よしひろ 平井 良宏	掛川市消防本部消防長	
"	ばんじょう としゆき 番匠 俊行	西日本電信電話(株) 静岡支店長	
"	さとう つよし 佐藤 剛	中部電力 パワーグリッド(株) 掛川営業所長	
"	もんな よしのり 門奈 良則	磐田市消防団長	
"	すずき ともひこ 鈴木 智彦	掛川市消防団長	
"	むらまつ たかのり 村松 孝師	袋井市消防団長	
"	さかきばら ゆうた 榊原 雄太	森町消防団長	

## 太田川水系 太田川・原野谷川氾濫注意情報

太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報第〇号  
 洪水警報  
 〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 静岡県袋井土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

**太田川水系 太田川・原野谷川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達し、  
 今後水位はさらに上昇する見込み**

(主 文)

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、  
 「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みで  
 す。洪水に関する情報に注意して下さい。  
 〇〇川の△△△水位観測所（△△市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、  
 「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みで  
 す。洪水に関する情報に注意して下さい。  
 □□川の□□□水位観測所（□□市□□）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、  
 「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みで  
 す。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
太田川・原野谷川	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

太田川水系 太田川・原野谷川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
新貝 水位観測所 (磐田市)	00日00時00分の状況	xxx. x ↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	xxx. x	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	xxx. x	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	xxx. x	■	■	■	■
天方 水位観測所 (周智郡森町)	00日00時00分の状況	xxx. x ↓	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	—	■	■	■	■
山名 水位観測所 (袋井市)	00日00時00分の状況	xx. x ↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	xx. x	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	xx. x	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	xx. x	■	■	■	■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

## (参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	新貝水位観測所	天方水位観測所	山名水位観測所
	磐田市	周智郡森町	袋井市
レベル4 氾濫危険水位※	4.60	2.80	7.00
レベル3 避難判断水位※	4.30	2.40	6.50
レベル2 氾濫注意水位	3.50	1.90	5.70
レベル1 水防団待機水位	3.00	1.40	5.00
受け持ち区間	太田川	太田川	原野谷川
	左岸 右岸 敷地川合流点から 太田川河口まで	左岸 右岸 三倉川合流点から 敷地川合流点まで	左岸 右岸 逆川合流点から 太田川合流点まで
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
サイボスレーダー 気象庁ホームページ	<a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://sipos.shizuoka2.jp/m/">http://sipos.shizuoka2.jp/m/</a>

## 問い合わせ先

水位関係：静岡県袋井土木事務所 維持管理課 電話：0538-42-3217

気象関係：気象庁 静岡 地方气象台 電話：054-286-3411

## 太田川水系 太田川・原野谷川氾濫警戒情報

太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報第〇  
 洪 水 警 報  
 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分  
 静岡県袋井土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

**太田川水系 太田川・原野谷川では、氾濫危険水位（レベル4）に到達する見込み**

(主 文)

太田川水系 太田川・原野谷川の〇〇〇水位観測所（〇〇市）では、〇〇日〇〇時頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

太田川水系 太田川・原野谷川の△△△水位観測所（△△市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

太田川水系 太田川・原野谷川の□□□水位観測所（□□市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
太田川・原野谷川	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

太田川水系 太田川・原野谷川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
新貝 水位観測所 (磐田市)	00日00時00分の状況	XXX.X ↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
天方 水位観測所 (周智郡森町)	00日00時00分の状況	XXX.X ↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
山名 水位観測所 (袋井市)	00日00時00分の状況	XX.X ↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

## (参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	新貝水位観測所	天方水位観測所	山名水位観測所
	磐田市	周智郡森町	袋井市
レベル4 氾濫危険水位※	4.60	2.80	7.00
レベル3 避難判断水位※	4.30	2.40	6.50
レベル2 氾濫注意水位	3.50	1.90	5.70
レベル1 水防団待機水位	3.00	1.40	5.00
受け持ち区間	太田川	太田川	原野谷川
	左岸 右岸 敷地川合流点から 太田川河口まで	左岸 右岸 三倉川合流点から 敷地川合流点まで	左岸 右岸 逆川合流点から 太田川合流点まで
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://sipos.shizuoka2.jp/m/">http://sipos.shizuoka2.jp/m/</a>

問い合わせ先

水位関係：静岡県袋井土木事務所 維持管理課 電話：0538-42-3217

気象関係：気象庁 静岡 地方気象台 電話：054-286-3411

## 太田川水系 太田川・原野谷川氾濫危険情報

太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報第〇  
 洪水警報  
 〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 静岡県袋井土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

**太田川水系 太田川・原野谷川では、氾濫危険水位（レベル4）に到達し、氾濫のおそれあり**

(主 文)

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〇〇川の△△△水位観測所（△△市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〇〇川の□□□水位観測所（□□市□□）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
太田川・原野谷川	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

太田川水系 太田川・原野谷川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
新貝 水位観測所 (磐田市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
天方 水位観測所 (周智郡森町)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	—	■	■	■	■
山名 水位観測所 (袋井市)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XX.X	■	■	■	■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	新貝水位観測所	天方水位観測所	山名水位観測所
	磐田市	周智郡森町	袋井市
レベル4 氾濫危険水位※	4.60	2.80	7.00
レベル3 避難判断水位※	4.30	2.40	6.50
レベル2 氾濫注意水位	3.50	1.90	5.70
レベル1 水防団待機水位	3.00	1.40	5.00
受け持ち区間	太田川	太田川	原野谷川
	左岸 右岸 敷地川合流点から 太田川河口まで	左岸 右岸 三倉川合流点から 敷地川合流点まで	左岸 右岸 逆川合流点から 太田川合流点まで
氾濫が発生した場合 の 温水想定区域	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

サイポスレーダー 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://sipos.shizuoka2.jp/m/">http://sipos.shizuoka2.jp/m/</a>

問い合わせ先

水位関係：静岡県袋井土木事務所 維持管理課 電話：0538-42-3217

気象関係：気象庁 静岡 地方气象台 電話：054-286-3411

## 太田川水系 太田川・原野谷川氾濫発生情報

太田川水系 太田川・原野谷川洪水予報第〇号  
 洪水警報  
 〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 静岡県袋井土木事務所・静岡地方气象台 共同発表

(見出し)

**太田川水系 太田川・原野谷川では、(堤防決壊による) 氾濫が発生 (レベル5)**

(主 文)

〇〇川では、●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。(レベル5)  
 直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△市△△	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
□□市□□	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。  
 気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
太田川・原野谷川	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

太田川水系 太田川・原野谷川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
新貝 水位観測所 (磐田市)	00日00時00分の状況	XXX.X ↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
天方 水位観測所 (周智郡森町)	00日00時00分の状況	XXX.X ↓				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
山名 水位観測所 (袋井市)	00日00時00分の状況	XX.X ↑				
	00日01時00分の予測	XX.X				
	00日02時00分の予測	XX.X				
	00日03時00分の予測	XX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

## (参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	新貝水位観測所	天方水位観測所	山名水位観測所
	磐田市	周智郡森町	袋井市
レベル4 氾濫危険水位※	4.60	2.80	7.00
レベル3 避難判断水位※	4.30	2.40	6.50
レベル2 氾濫注意水位	3.50	1.90	5.70
レベル1 水防団待機水位	3.00	1.40	5.00
受け持ち区間	太田川	太田川	原野谷川
	左岸 右岸 敷地川合流点から 太田川河口まで	左岸 右岸 三倉川合流点から 敷地川合流点まで	左岸 右岸 逆川合流点から 太田川合流点まで
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区	静岡県〇〇市〇〇地区

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
サイボスレーダー 気象庁ホームページ	<a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://sipos.shizuoka2.jp/m/">http://sipos.shizuoka2.jp/m/</a>

## 問い合わせ先

水位関係：静岡県袋井土木事務所 維持管理課 電話：0538-42-3217

気象関係：気象庁 静岡 地方気象台 電話：054-286-3411

水防警報発報受報用紙

川		水防警報第	号	準備	出動	情報	解除
		年	月	日	時	分	
		静岡県		富士 島田 袋井 浜松	土木事務所		
符号	順序	本 文					
イ		準備 時現在__の水位は__m__cmで{ 氾濫注意(警戒) }水位{ に達し } 出動 { を越えて }					
ロ		時現在__の水位は__m__cmで					
ハ		{ 引き続き } { 刻々 } { 激に } { かんまんに } 上昇中である。					
ニ		これが最高水位と{ 考えられる } { なった }					
ホ		また { なお } 上流__の水位は__m__cm 流量は__m <sup>3</sup> /s } で { 激に } 上昇中である。 引き続き 同じく 刻々 かんまんに					
ヘ		地方气象台発表の{ 大強風 } { 大雨 } { 情報 } { 注意 } { 警報 } { 暴風雨 } { 予報 } } によれば今後なお 上流山間部 __川流域 { __県地方 } に__mmの{ 大強風 } { 大雨 } __部 { 豪雨 }					
ト		減水中である。					
チ		また { なお } { 上流 } __の { 水位は__時に__m__cm } { 流域は__時に__m <sup>3</sup> /s } 次第に { を最高として } { 順調に } { 減水している } { 下り } { かんまんに } { 減水中である }					

通報機関名

発 信 者							
発 信 時 刻 (受)	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
受 信 者							

水防警報発報受報様式 (洪水)

符号	順序	本 文	
リ		市 { 町 } 村	堤防法面が急激な水当たり 変化のため 漏水があるため 激しい漏水のため いぜんとして 溢水の恐れがあり 危険である { 決壊が予想される } 危険な状態が続いている
ヌ		河川の水位は一旦 { 減水するも } 再び { 増水することが考えられる } { 減水しつつあったが } { 上昇し始めた }	
ル		本地区 { の } { では } { 引き続き } なお 今後の情報に注意し 水防団は出動し	厳重に警戒 十分警戒 { 水防に万全を期 } { せられたい } 水防作業を開始 警戒
ヲ		本地区の水防警報を解除する。	
ワ		{ (イ~ヲ以外の補足事項) }	

水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	事務所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	
潤井川	潤井川橋	富士	m 1.80	m 2.30	m	
瀬戸川	幹川	勝草橋	島田	1.50	2.00	2.25
		入江橋	"	1.80	2.50	
	支川 (朝比奈川)	横内橋	"	1.80	2.50	2.80

河川名	観測所名	事務所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	
太田川	幹川	天方	袋井	m 1.40	m 1.90	m 2.40
		新貝	"	3.00	3.50	4.30
	支川 (原野谷川)	山名	"	5.00	5.70	6.50
		吉岡橋	"	2.70	3.20	
都田川 (井伊谷川)	幹川	落合橋	浜松	2.50	2.70	2.80
	支川	坂田橋	"	0.90	1.90	2.40

水防警報発報受報用紙（津波）

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除		
発表河川		第_____号	
日時	年 月 日 時 分	静岡県 〇〇土木事務所発表	
番号	発 表 内 容		
1	〇〇年〇月〇日〇時〇分に大津波警報・津波警報が発表され、〇〇湾では〇mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。		
	各地域の実績や立地条件を踏まえ、 <u>退避必要時間の確保を最優先</u> の上出動し、水防団員の安全を確保しつつ、避難誘導等の水防活動を実施してください。		
2	〇〇湾に発表されていた津波警報（大津波・津波）は、〇〇年〇月〇日〇時〇分に解除されました。		
	巡視等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

# 県管理氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報発表様式

県管理河川氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報発表用紙

## 〇〇川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報

〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇時 〇〇分 発表  
〇〇土木事務所

### 【主文】

〇〇水系〇〇川は、〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇市〇〇の〇〇水位観測所で、市町長の避難勧告等の発令判断の目安である、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）〇. 〇mに達しました。〇〇水位観測所では〇時～〇時の1時間に約〇m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

### 【参考情報】

〇〇水位観測所（受け持ち区間：■■市※※地区～□□町◎◎地区）

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	m
避難判断水位	m
氾濫注意水位（警戒水位）	m

\* その他、本川（観測所）の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

### 問い合わせ先

静岡県〇〇土木事務所

TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。

静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」

<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

# 水防管理団体水防活動実施報告書

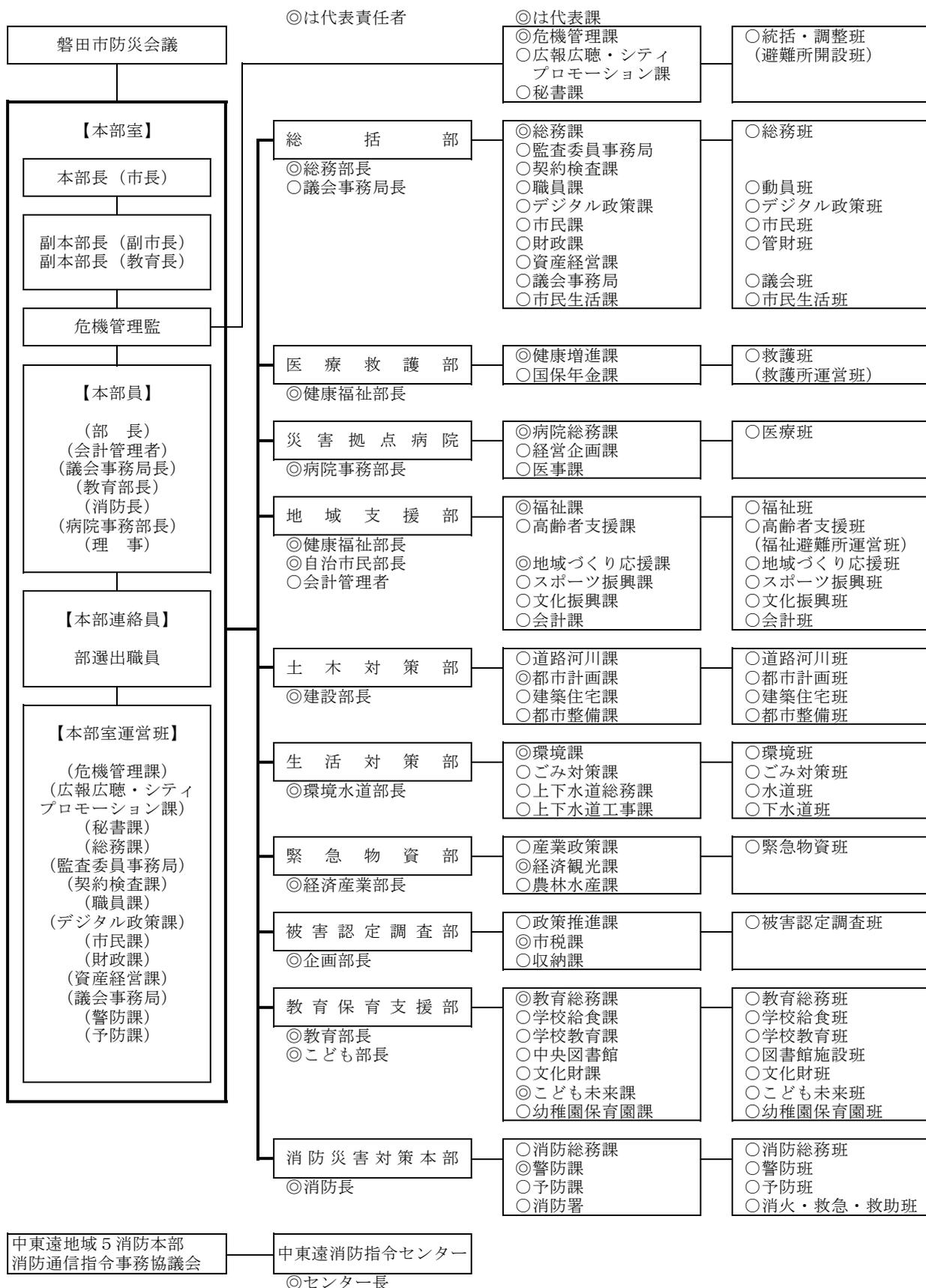
年 月 日

水防管理団体名 \_\_\_\_\_ 作成責任者 \_\_\_\_\_

出水の概要	川 警戒水位 雨量 m mm										
水防実施箇所	川 左 右 岸 地先 m										
日時	自 至 月 日 時 時				所要経費	人件	管理団体	県支給分	その他	計	
							手当て	円	円	円	円
出動人員	水防団員		消防団員			その他		合計			
	人		人			人		人			
水防作業の概要及び工法	工法 箇所 m										
水防の結果	堤防	田	畑	家		鉄道	道路	人口	その他	費用合計	
効果	m		㎡		戸		m		人		
被害	m		㎡		戸		m		人		
水防団員 消防団員の 出動状況	立ち退き状況及びそれを指示した事由										
その他の 出動状況	水防関係者の死傷										
居住者の 出動状況	水防功労者の氏名属所及びその概要										
雨量水位 の状況	功績概要										
公用負担 内容	水防活動に関する反省点										
他団体 の応援 状況											
警察官の 応援状況	備考										

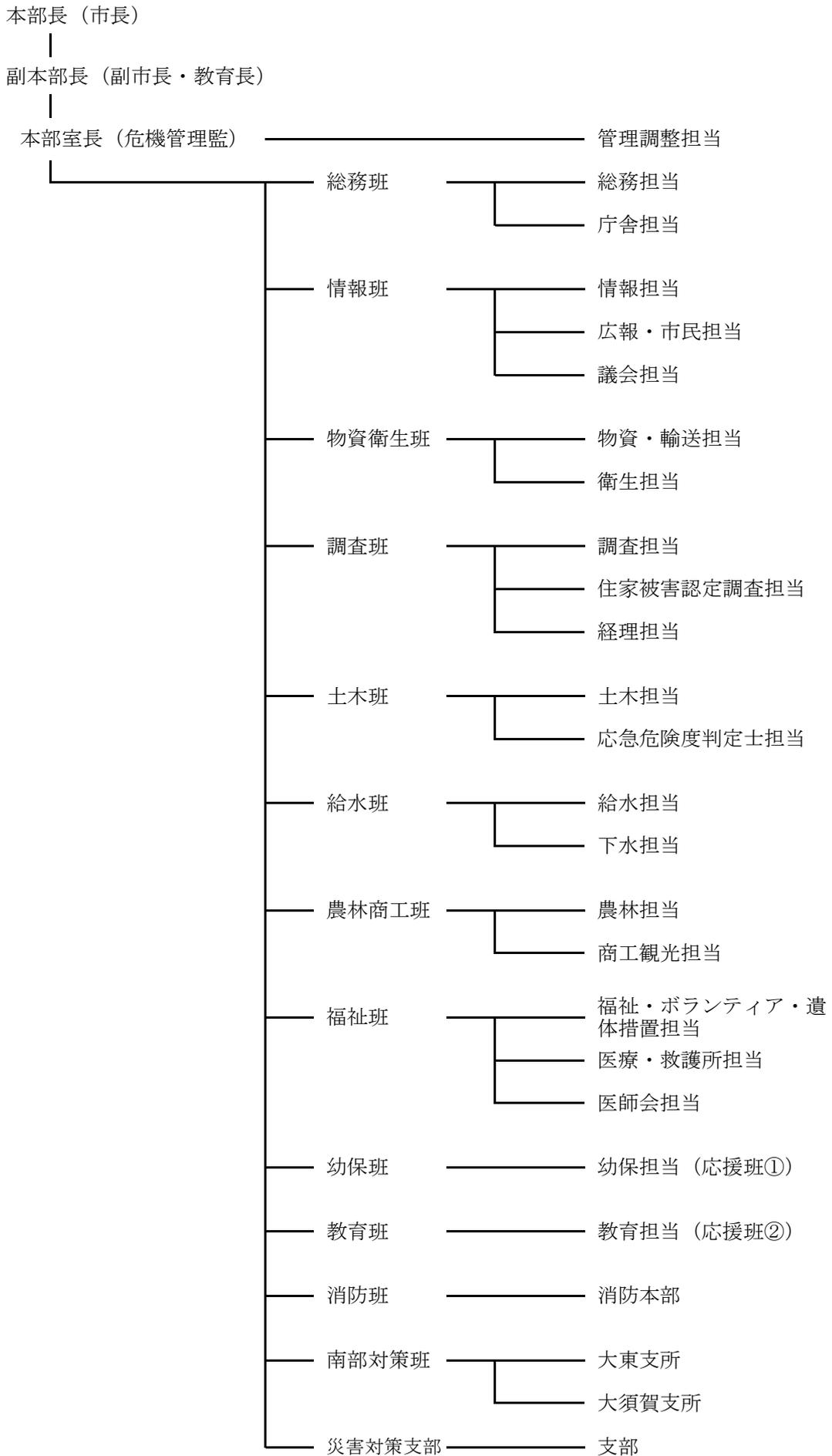
- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。  
 2 氾濫箇所図(1/5000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。  
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5000以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に3部に提出すること。  
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

## 磐田市災害対策本部編成図

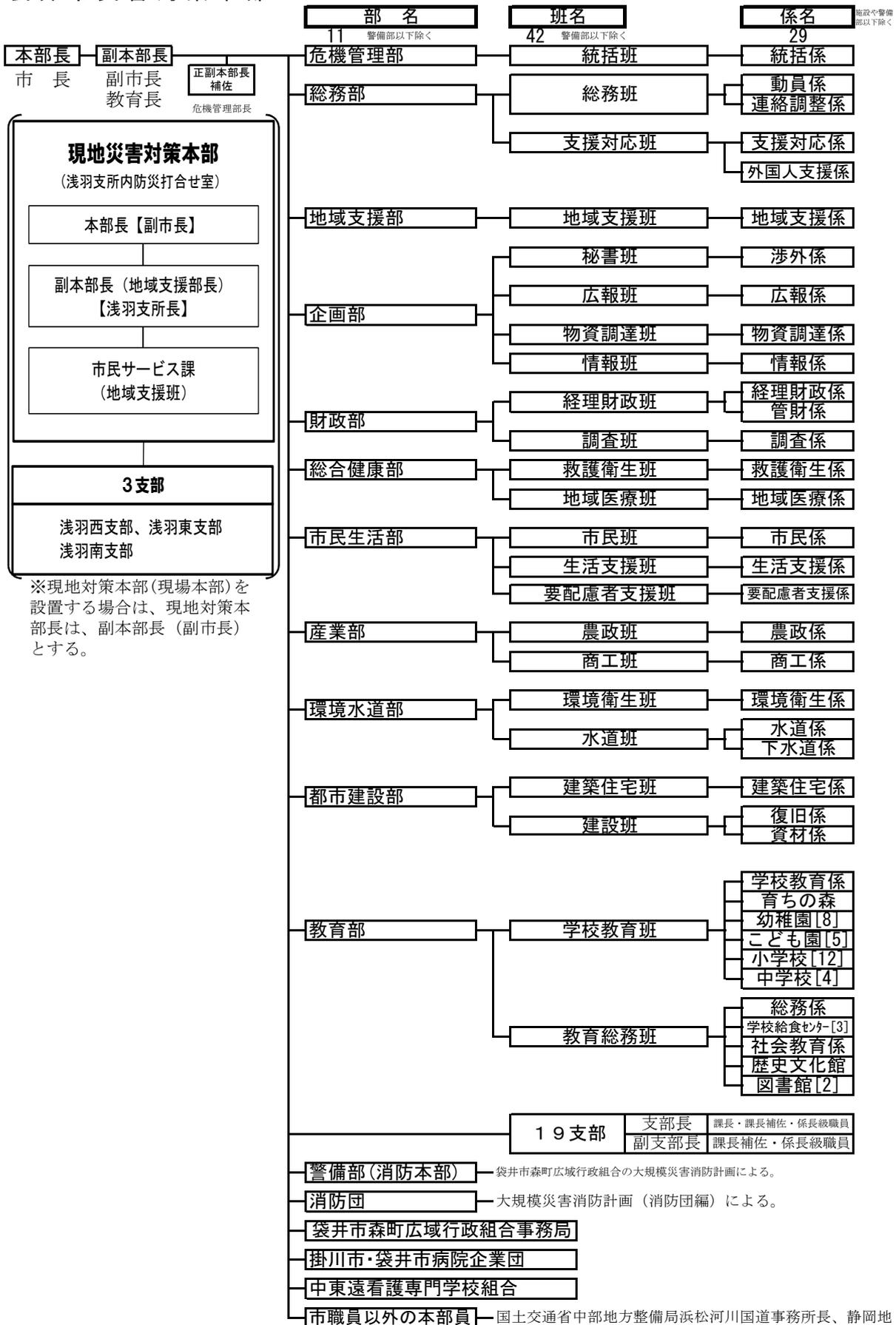


※災害の状況その他により、特別な体制が必要であると本部長が認めるときは、特定の班に対してのみの配備体制をとらせ、又は特定の班に対して配備体制と異なる体制をとらせることができる。

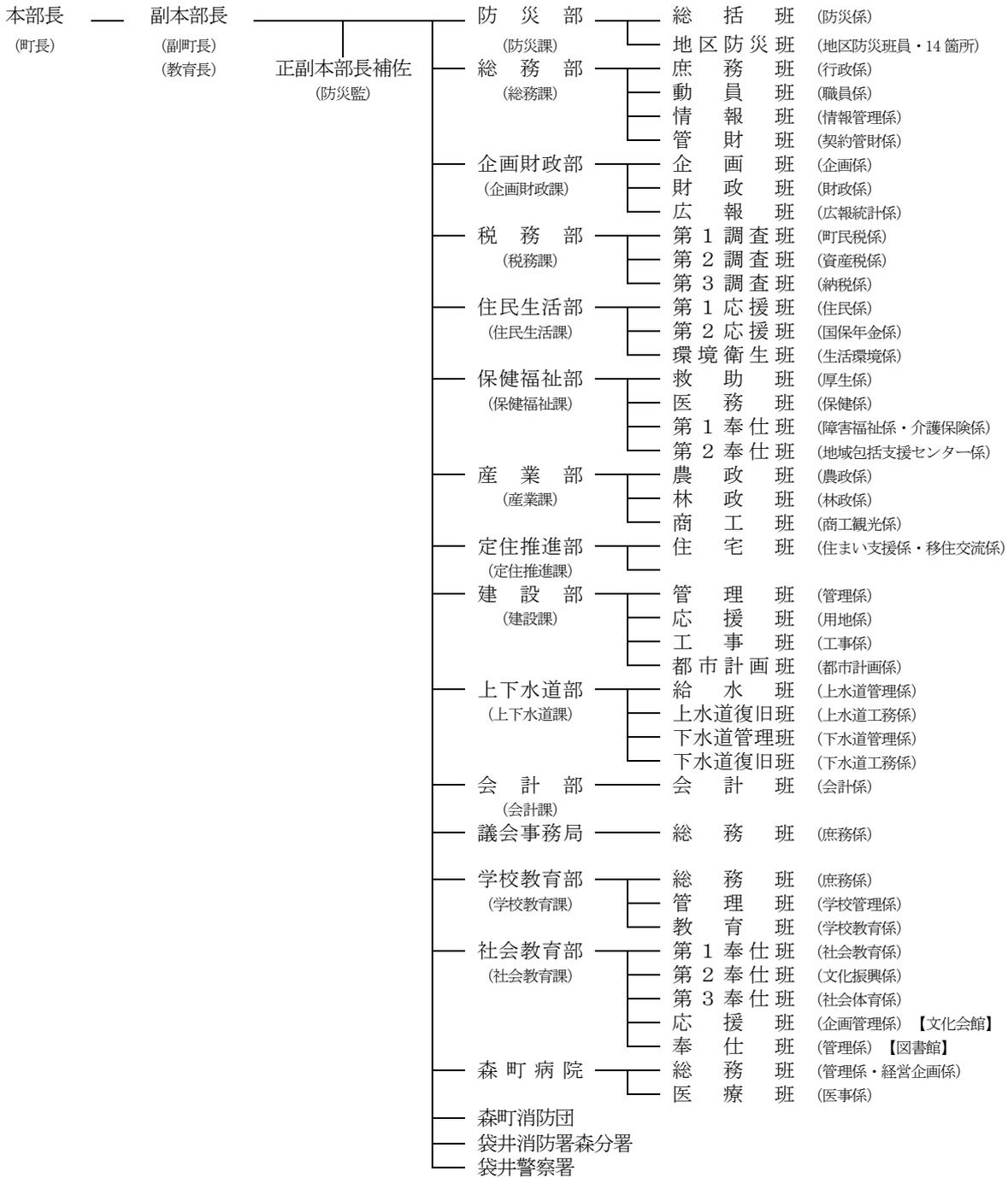
## 掛川市水防本部(災害警戒及び災害対策本部)編成図



編成図



# 森町災害対策本部及び非常配備編成



## 磐田市消防団の位置、配置人数及び管轄区域

名 称	位 置	配置人数	管 轄 区 域
磐田市消防団 本 部	福田 400	本部員 61 名 女性隊 16 名	磐田市全域
豊岡方面隊	第 1 分団	下野部 57-1	35 名 上野部 下野部の一部 新開
	第 2 分団	敷地 938-2	21 名 下野部の一部 合代島 大当所 家田 敷地 岩室 大平 虫生 万瀬
	第 3 分団	上神増 986-5	33 名 上神増 社山 壱貫地
	第 4 分団	下神増 213-29	29 名 神増 惣兵衛下新田 三家 下神増 平松 掛下 松之木島
磐田原方面隊	第 1 分団	向笠竹之内 412-7	30 名 笠梅の一部 向笠新屋 向笠竹之内 向笠西 岩井の一部 篠原
	第 2 分団	大久保 277-31	43 名 大久保 平松掛下入作 笠梅の一部 藤上原
	第 3 分団	匂坂中 960	32 名 匂坂新 匂坂中 寺谷新田 寺谷 匂坂上
豊田方面隊	第 1 分団	豊田 326-2	46 名 富里 東名 加茂 豊田富丘 東原 高見丘
	第 2 分団	長森 211	30 名 上新屋 小立野 豊田西之島 源平新田 長森 森本 立野 森下 上本郷 下本郷 赤池
	第 3 分団	池田 415-1	37 名 池田
	第 4 分団	一言 1496-1	33 名 一言の一部 上万能 弥藤太島 森岡 宮之一色 気子島 笹原島 海老塚 下万能 中田
見付方面隊	第 1 分団	見付 6-2	28 名 西貝塚の一部 岩井の一部 見付の一部 富士見町一丁目から四丁 目まで 富士見台 元天神町 緑ヶ丘 今之浦五丁目 安久路一丁 目 安久路二丁目 城之崎一丁目から四丁目まで 東山
	第 2 分団	見付 3739-1	21 名 見付の一部 水堀 今之浦三丁目 今之浦四丁目
	第 3 分団	西貝塚 206	22 名 西貝塚の一部 西之島 上南田 今之浦一丁目 今之浦二丁目 東 脇 新出 和口 東新屋 大立野 東新町一丁目から三丁目まで
	第 4 分団	鎌田 2061-2	36 名 鎌田 東貝塚 新貝 稗原
	第 5 分団	西島 230	16 名 西島 玉越 三ヶ野 三ヶ野台 明ヶ島 明ヶ島原 彦島
中泉方面隊	第 1 分団	国府台 32-2	26 名 中泉の一部 国府台 一言の一部
	第 2 分団	二之宮東 26-8	22 名 見付の一部 中泉の一部 中泉一丁目から四丁目まで 大泉町 上 岡田の一部 豊島の一部 二之宮 二之宮浅間 二之宮東 鳥之瀬 西貝塚の一部
	第 3 分団	大原 1631-1	35 名 天龍 豊島の一部 北島 千手堂 万正寺 中野 上大之郷 下岡 田 上岡田の一部 大原の一部 下大之郷 浜部
	第 4 分団	前野 2669	24 名 鮫島 小島 野箱 白拍子 草崎 前野 新島 長須賀 刑部島 真光寺
竜洋方面隊	第 1 分団	川袋 585-1	30 名 掛塚の一部 豊岡の一部 川袋 十郎島 白羽
	第 2 分団	西平松 249-1	31 名 掛塚の一部 駒場 西平松 南平松 中平松 飛平松 東平松 大 中瀬 小中瀬 竜洋稗原 請負新田 須恵新田 浜新田 清庵浜請 負新田
	第 3 分団	高木 233-1	31 名 竜洋中島 宮本 高木 松本 堀之内 豊岡の一部
	第 4 分団	平間 1274-118	31 名 豊岡の一部 平間 岡 海老島
福田方面隊	第 1 分団	福田 1552-4	25 名 福田の一部 五十子 南島 東小島 蛭池
	第 2 分団	福田 4464-10	36 名 福田の一部 福田中島の一部
	第 3 分団	福田中島 551-1	27 名 福田中島の一部 大原の一部 下太 南田 塩新田 一色 太郎馬 新田 清庵新田 宇兵衛新田 南田伊兵衛新田
	第 4 分団	豊浜中野 948-1	22 名 豊浜 豊浜中野
計		909 名	(定数 1,367 名)

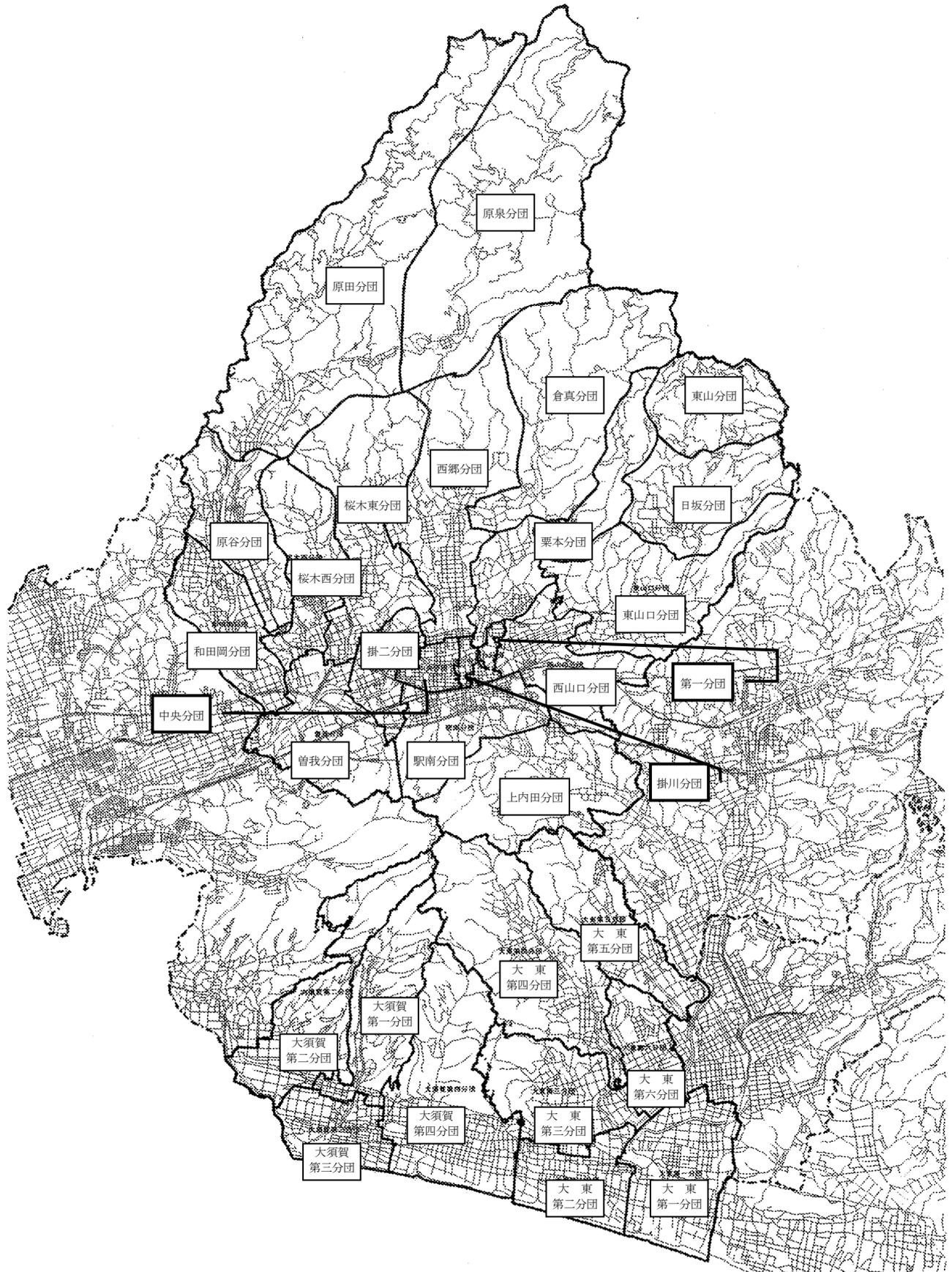
# 磐田市消防団管轄区域図



# 掛川市消防団の位置、配置人数及び管轄区域

名称	位置	配置人数	管轄区域
掛川市消防団本部	掛川1102-2	38名	掛川市全域
第一方面	第一分団	仁藤町15-1	24名 仁藤町、肴町、塩町、喜町、新町、道神町、六軒町、神明町、旭町、旭ヶ丘
	西山口分団	成滝110-1	28名 満水、菌ヶ谷、宮脇、成滝、葛川、青葉台、金城
	駅南分団	久保2丁目3-15	21名 杉谷、上張、新道、緑ヶ丘1区、緑ヶ丘2区、矢崎町、葵町、下俣、久保、亀の甲、神代地、結縁寺、杉谷南、紅葉台、菖蒲ヶ池
	上内田分団	板沢92	26名 桶田、五百済、段金谷、下板沢、上板沢、和田、子隣、岩井寺、大谷
第二方面	掛川分団	城下6-11	22名 栄町、紺屋町、中町、緑町、連雀、大手町、松尾、城内、北門、下西郷雇用促進住宅
	中央分団	城西1丁目11-15	23名 研屋町、西町、瓦町、十王、下俣町、十九首、小鷹町、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央高町、城西、城北町、弥生町
	掛二分団	大池441-1	24名 二瀬川、上屋敷、秋葉通り、鳥居町、橋町、末広町、長谷、七日町、秋葉路
第三方面	東山口分団	伊達方104	22名 宮村、海老名、影森、塩井川原、寺ヶ谷、伊達方、本所、原子、新田、池下、牛頭、山鼻、千羽、木割、池下雇用促進住宅、淡陽の一部
	日坂分団	日坂890-1	21名 古宮、下町、本町、沓掛、御林、川向、大野、佐夜鹿
	東山分団	東山1175-1	16名 東山
第四方面	粟本分団	初馬2046-1	23名 水垂、初馬、葛ヶ丘1丁目、葛ヶ丘2丁目、葛ヶ丘3丁目、光陽、淡陽の一部
	西郷分団	上西郷2574-1	25名 下西郷、小市、方ノ橋、構江、石畑、石ヶ谷、美人ヶ谷、滝ノ谷、長間、五明、下西郷西、花屋敷
	倉真分団	倉真3803	23名 倉真1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区
第五方面	原谷分団	本郷1414-9	24名 本郷西、本郷東、細谷、幡鎌、西山、本郷南、サングリーン
	原田分団	原里1269-2	19名 寺島、桑地、栃原、高山、正道、平島、久居島、中西之谷、上西之谷、田代、柚葉、明ヶ島
	原泉分団	萩間442	14名 大和田、孕丹、萩間、居尻、泉
第六方面	曾我分団	各和1647-5	25名 細沢、岡津、原川、徳泉、領家、高御所、篠場、平野、梅橋
	桜木東分団	下垂木500-15	23名 上垂木、下垂木1区、下垂木2区、下垂木3区、下垂木南
	桜木西分団	家代121-2	24名 家代、遊家、森平、富部、家代の里
	和田岡分団	吉岡268	25名 吉岡、高田、各和、吉岡市営住宅団地、つくし野
第七方面	大東第一分団	千浜4530-1	29名 千浜東、千浜西、国浜、千浜雇用促進
	大東第二分団	浜野1824	30名 三浜、浜野
	大東第三分団	大坂2714-3	26名 大坂、三井、東大坂、大坂雇用促進
第八方面	大東第四分団	上土方30-1	26名 下土方、土方、上土方
	大東第五分団	中方366-2	29名 高瀬、小貫、中方、岩滑、井崎雇用促進
	大東第六分団	中3891-7	25名 睦三、中、中雇用促進
第九方面	大須賀第一分団	西大淵51-3	35名 横須賀川原町、汐見ヶ丘、十六軒町、西番町、大谷町、新屋町、西大谷、東本町、柏平、中本町、西本町、中番町、東番町、南番町
	大須賀第二分団	山崎111-1	39名 東新町、西新町、松尾町、西田町、東田町、大工町、石津、横砂、小谷田、清ヶ谷、本谷、軍全町、沢上町
第十方面	大須賀第三分団	西大淵397	32名 西大淵、今沢、川原崎、雇用促進第1、沖之須
	大須賀第四分団	大淵5549-2	42名 野賀、新井、中新井、岡原、浜、東大谷、野中、藤塚、雨垂
計		803名	(定数 803名)

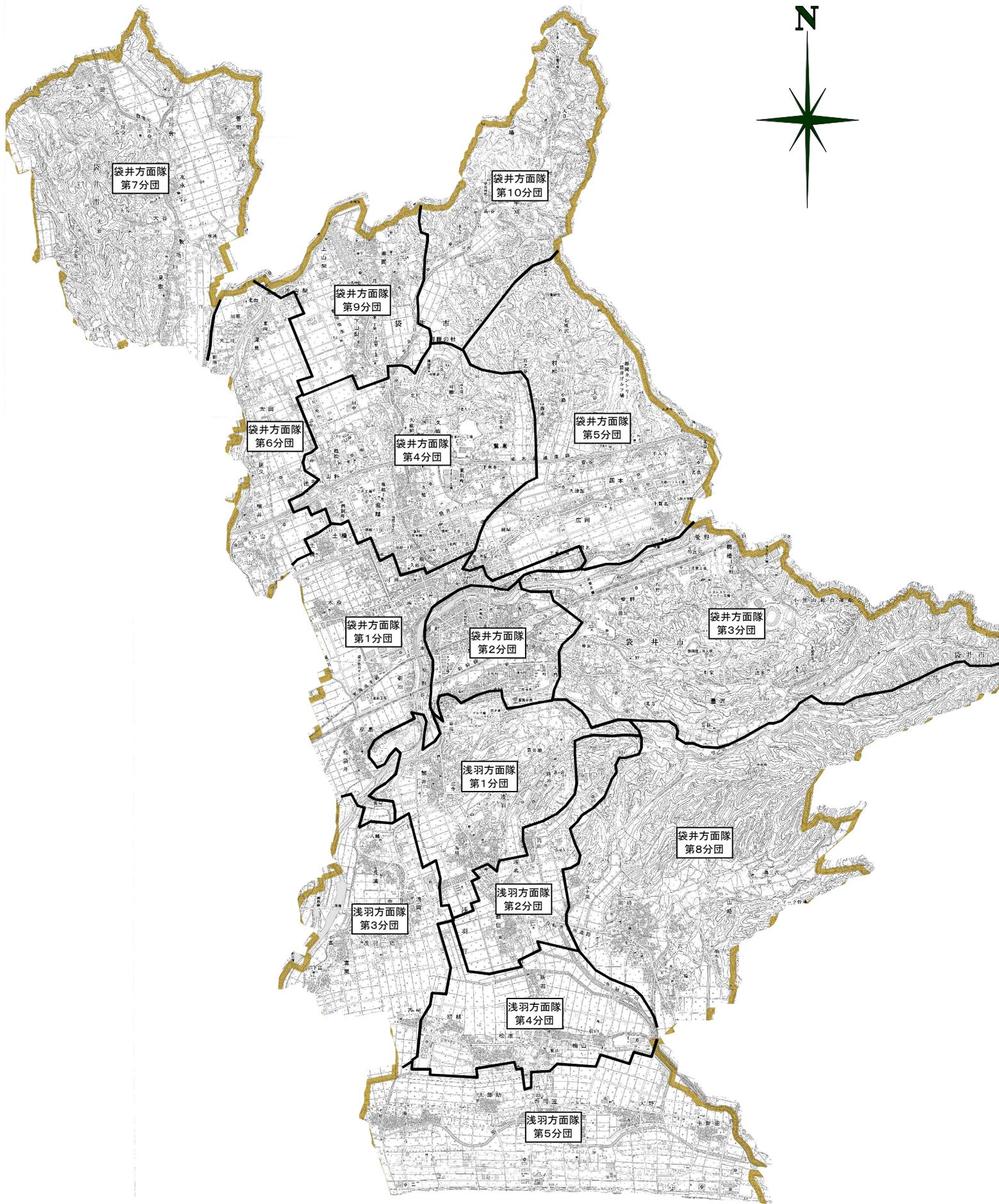
# 掛川市消防団管轄区域図



## 袋井市消防団の位置、配置人数及び管轄区域

名 称	位 置	配置人数	管 轄 区 域	
袋井市消防団 本 部	国本2907 (危機管理課内)	本部員34名 女性消防団 10名	袋井市全域	
袋 井 方 面 隊	第 1 分団	川井583-1	40 名	袋井、川井、袋井西、田原、方丈地区全域
	第 2 分団	高尾754-1	40 名	駅前、高尾、高南地区全域
	第 3 分団	豊沢2281-3	41 名	豊沢、愛野地区全域
	第 4 分団	久能1330-3	34 名	袋井北、北四町地区全域
	第 5 分団	広岡2505-6	27 名	東一、東二地区全域
	第 6 分団	太田66-8	40 名	今井地区全域
	第 7 分団	友永147および 川会326-1	28 名	三川地区全域
	第 8 分団	岡崎2506-4	34 名	笠原地区全域
	第 9 分団	上山梨3-1-7	41 名	上山梨、下山梨地区全域及び春岡
	第10分団	宇刈784-10	23 名	宇刈地区（春岡除く）
浅 羽 方 面 隊	第 1 分団	浅羽190-2	20 名	諸井、浅羽
	第 2 分団	浅名1044-1	35 名	浅名、豊住
	第 3 分団	長溝864	19 名	浅羽西地区全域
	第 4 分団	梅山37	23 名	浅羽東地区全域
	第 5 分団	大野2867-1、湊685	25 名	大野、中新田、東同笠、西同笠、太郎助、湊
計		514 名	定数 6 6 0 人	

# 袋井市消防団管轄区域図



## 森町消防団の位置、配置人数及び管轄区域

名 称		位 置	配置人数	管 轄 区 域
本 部		森町森2101-1	18 名	森町全域
分 団 本 部		各分団 1 部	16 名	各分団管轄区域（正副分団長）
第 1 分 団	1 部	大 鳥 居	33 名	大鳥居、問詰、葛布、黒石、西俣、鍛冶島、亀久保、嵯塚
	2 部	三 倉	15 名	黒田、三倉、中村、大府川、中野、上野平、木根、大河内、乙丸、大久保、田能
第 2 分 団	1 部	新 町	52 名	城下、赤松、川向、本丁、開運町、川久保、新町、仲横町、明治町、向天方上、向天方下
	2 部	南 町	49 名	本町、川原町、下宿、南町、栄町上、栄町中、西幸町、大門、雇用促進住宅、大上、薄場、橘
第 3 分 団	1 部	片 瀬	20 名	片瀬、赤根、米倉、大久保
	2 部	宮 代 東	16 名	宮代西、宮代東、谷崎
第 4 分 団	1 部	谷 中	39 名	草ヶ谷、円田、谷中
	2 部	牛 飼	24 名	中川上、中川下、牛飼
第 5 分 団	1 部	上 飯 田	32 名	市場、下飯田、中飯田、上飯田、西組、東組、城北、若宮
	2 部	南 戸 綿	24 名	梶ヶ谷、鴨谷、福田地、戸綿、北戸綿、南戸綿、むつみ台
計			338 名	定数393名

# 森町消防団管轄区域図



## 磐田市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 1

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
磐田市役所	磐田市国府台 3-1	0538	37-2111
磐田市総合健康福祉会館	〃 国府台 57-7	0538	37-4814
磐田市福田支所	〃 福田 400	0538	58-2370
磐田市竜洋支所	〃 岡 729-1	0538	66-9100
磐田市豊田支所	〃 上新屋 304 (アミューズ豊田内)	0538	36-3150
磐田市豊岡支所	〃 下野部 48	0539	63-0020
磐田市消防本部	〃 福田 400	0538	59-1119
磐田市消防署	〃 今之浦二丁目 14-2	0538	36-9910
磐田市消防署東部分遣所	〃 岩井 1907-4	0538	35-7119
磐田市消防署福田分遣所	〃 南島 237	0538	55-4150
磐田市消防署竜洋分遣所	〃 白羽 698-1	0538	66-5320
磐田市消防署豊田分遣所	〃 森岡 119-1	0538	32-4470
磐田市消防署豊岡分遣所	〃 合代島 438-1	0539	62-4569
中東遠消防指令センター	〃 福田 400	0538	55-0911
磐田市立総合病院	〃 大久保 512-3	0538	38-5000
磐田市急患センター	〃 上大之郷 51	0538	32-5267
磐田北幼稚園	〃 見付 2353-1	0538	32-3450
磐田南幼稚園	〃 千手堂 1075	0538	32-4316
向笠幼稚園	〃 向笠竹之内 397-13	0538	38-0456
長野幼稚園	〃 小島 362-2	0538	34-5813
田原幼稚園	〃 三ヶ野 936-1	0538	35-3505
東部幼稚園	〃 東貝塚 205-1	0538	32-0718
竜洋幼稚園	〃 豊岡 6605-60	0538	66-5333
豊田北部幼稚園	〃 加茂 1027-2	0538	36-0757
豊田東幼稚園	〃 高見丘 65	0538	32-5279
豊岡南幼稚園	〃 上神増 1410	0539	62-2544
大藤こども園	〃 大久保 640-5	0538	38-0824
磐田なかよしこども園	〃 中泉 2522-2	0538	35-5644
福田こども園	〃 福田中島 55	0538	55-2323
竜洋東こども園	〃 中平松 30-4	0538	66-2907
豊田南こども園	〃 森下 280	0538	35-5695
青城こども園	〃 中田 610	0538	32-6739

## 磐田市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 2

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
豊岡こども園	磐田市新開 541	0539	62-2545
磐田北保育園	〃 見付 2367-1	0538	32-2807
二之宮保育園	〃 二之宮 962-1	0538	32-3460
豊田北保育園	〃 加茂 930	0538	32-4654
豊田西保育園	〃 池田 871	0538	32-3929
磐田北小学校	〃 見付 2352	0538	32-6168
磐田中部小学校	〃 中泉 1203-2	0538	32-5101
磐田西小学校	〃 中泉 2522-2	0538	32-2275
磐田南小学校	〃 千手堂 1356-1	0538	32-2553
東部小学校	〃 東貝塚 206	0538	32-2490
大藤小学校	〃 大久保 282-1	0538	38-0021
向笠小学校	〃 向笠竹之内 391-6	0538	38-0390
長野小学校	〃 小島 736	0538	32-5437
岩田小学校	〃 匂坂中 987	0538	38-1854
田原小学校	〃 三ヶ野 1030-1	0538	32-5445
富士見小学校	〃 富士見町 4-9-5	0538	36-0770
福田小学校	〃 下太 380	0538	55-2129
豊浜小学校	〃 豊浜 9	0538	55-2570
竜洋東小学校	〃 中平松 23	0538	66-2034
竜洋西小学校	〃 川袋 1900	0538	66-2134
竜洋北小学校	〃 堀之内 356	0538	66-1190
豊田南小学校	〃 森下 300	0538	32-5273
豊田北部小学校 (ながふじ学府一体校)	〃 加茂 243	0538	32-3857
青城小学校	〃 中田 55	0538	35-4128
豊田東小学校	〃 高見丘 57	0538	37-0621
豊岡南小学校	〃 上神増 1410	0539	62-2155
豊岡北小学校	〃 下野部 158-1	0539	62-2036
磐田第一中学校	〃 国府台 39-1	0538	32-6101
城山中学校	〃 見付 263-3	0538	32-6108
向陽中学校	〃 向笠竹之内 1162-2	0538	38-0339
神明中学校	〃 鎌田 2262-74	0538	32-4644
南部中学校	〃 野箱 32	0538	35-7575

## 磐田市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 3

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
福田中学校	磐田市福田中島 3753-1	0538	55-2101
竜洋中学校	〃 豊岡 4473-8	0538	66-2324
豊田中学校 (ながふじ学府一体学校)	〃 加茂 243	0538	32-4637
豊田南中学校	〃 立野 200	0538	37-3451
豊岡中学校	〃 合代島 943	0539	62-2085
中央図書館	〃 見付 3599-5	0538	32-5254
岩田交流センター	〃 匂坂上 615-1	0538	38-0181
大藤交流センター	〃 大久保 279-2	0538	38-0371
向笠交流センター	〃 向笠竹之内 372-1	0538	38-0216
田原交流センター	〃 三ヶ野 1045-3	0538	35-4269
御厨交流センター	〃 鎌田 1876	0538	32-3050
南御厨交流センター	〃 東新屋 613	0538	35-0982
西貝交流センター	〃 西貝塚 1377-5	0538	32-4853
南交流センター	〃 下岡田 142-1	0538	32-9623
長野交流センター	〃 小島 374	0538	32-5421
見付交流センター	〃 見付 2385-10	0538	32-0322
中泉交流センター	〃 中泉 2404-1	0538	35-3356
福田中央交流センター	〃 福田 1587-1	0538	58-1111
福田南交流センター	〃 福田 5489-2	0538	55-3123
豊浜交流センター	〃 豊浜 2921-1	0538	30-6628
竜洋交流センター	〃 岡 783-1	0538	66-9103
富岡交流センター	〃 加茂 3	0538	34-4735
池田交流センター	〃 池田 407-1	0538	34-4737
井通交流センター	〃 弥藤太島 500-1	0538	33-1350
青城交流センター	〃 立野 156	0538	35-9311
豊田東交流センター	〃 高見丘 99-1	0538	86-3811
豊岡中央交流センター	〃 壺貫地 76-5	0539	62-9130
豊岡南部会館	〃 掛下 1489	0539	62-3061
豊岡東交流センター	〃 敷地 1187-3	0539	62-6669
ふれあい交流センター	〃 国府台 493-1	0538	32-5028
市民文化会館	〃 上新屋 678-1	0538	37-8550
竜洋なぎの木会館	〃 豊岡 6605-3	0538	66-1111

## 磐田市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 4

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
ワークピア磐田	磐田市見付 2989-3	0358	36-8381
於保農村婦人の家	〃 大原 1654-1	0538	34-4271
アミューズ豊田	〃 上新屋 304	0538	36-3211
磐田市総合体育館	〃 見付 4075-1	0538	32-4236
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	〃 大久保 892-36	0538	38-4150
福田屋内スポーツセンター	〃 南島 393-1	0538	58-3131
磐田市竜洋体育センター	〃 平間 1613-1	0538	59-3300
竜洋海洋センター体育館	〃 駒場 6866-27	0538	66-5580
磐田市豊岡体育館	〃 壺貫地 64-1	0539	63-0036
福田健康福祉会館	〃 宇兵衛新田 186-1	0538	58-3038
静岡県西部地域局	〃 見付 3599-4	0538	37-2204
磐田警察署	〃 一言 2533-4	0538	37-0110
県立磐田北高等学校	〃 見付 2031-2	0538	32-2181
県立磐田西高等学校	〃 中泉 2680-1	0538	34-5217
県立磐田農業高等学校	〃 中泉 168	0538	32-2161
県立磐田南高等学校	〃 見付 3084	0538	32-7286
磐田東中学校・高等学校	〃 見付 180-5	0538	32-6118
静岡産業大学	〃 大原 1572-1	0538	37-0191
県立農林環境専門職大学	〃 富丘 678-1	0538	31-7901
中部電力パワーグリッド(株)磐田営業所	〃 二之宮東 20-1	0538	32-2251
中部ガス(株)磐田営業所	〃 今之浦 4丁目 6-1	0538	32-3168
JR 磐田駅	〃 中泉 633-1	0538	32-6188
遠州鉄道(株)磐田営業所	〃 岩井 2190-1	0538	32-4161
遠州中央農業協同組合本店	〃 見付 3599-1	0538	36-7002
遠州漁業協同組合	〃 豊浜 4127-22	0538	55-2125
磐田郵便局	〃 見付 2966-8	0538	37-6557

## 掛川市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 1

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
掛 川 市 役 所	掛川市長谷一丁目1-1	0537	21-1131
市 役 所 大 東 支 所	〃 三俣620	0537	72-1111
市 役 所 大 須 賀 支 所	〃 西大淵100	0537	48-1000
教 育 委 員 会	〃 長谷一丁目1-1	0537	21-1155
徳 育 保 健 セ ン タ ー	〃 御所原9-28	0537	23-8111
掛 川 医 療 セ ン タ ー	〃 御所原9-2	0537	61-1299
掛 川 市 水 道 部	〃 長谷一丁目1-2	0537	21-1717
大 東 浄 化 セ ン タ ー	〃 国安2766-24	0537	72-5111
大 須 賀 浄 化 セ ン タ ー	〃 沖之須2700-1	0537	48-7676
生 物 循 環 パ ビ リ オ ン	〃 長谷1-1-4	0537	24-8888
き き よ う 荘	〃 水垂479-1	0537	24-0868
総 合 福 祉 セ ン タ ー	〃 掛川910-1	0537	22-8795
つ く し 会 館	〃 長谷433	0537	22-6430
千 浜 会 館	〃 千浜4069	0537	72-5588
浜 野 会 館	〃 浜野556	0537	72-3301
睦 三 会 館	〃 中5989-1	0537	74-3970
生 涯 学 習 セ ン タ ー	〃 御所原17-1	0537	24-7777
文 化 会 館 シ オ ー ネ	〃 大坂7373	0537	72-1234
い こ い の 広 場	〃 細谷1686	0537	26-0303
美 感 ホ ー ル	〃 亀の甲1丁目13-7	0537	23-6543
掛川市シルバー人材センター	〃 掛川910-1	0537	22-0088
掛川市シルバー人材センター南部事務所	〃 大坂2443	0537	72-1660
安 養 寺 運 動 公 園	〃 淡陽116	0537	23-6644
中 東 遠 総 合 医 療 セ ン タ ー	〃 菖蒲ヶ池1番地の1	0537	21-5555
中 央 消 防 署	〃 掛川1102-2	0537	21-0119
掛 川 市 南 体 育 館	〃 大淵14234-1	0537	28-8710
南 消 防 署	〃 大淵14273	0537	48-0119

## 掛川市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 2

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
中 央 消 防 署 西 分 署	掛川市富部 1 7 5 - 3	0537	23-0119
教 育 セ ン タ ー	〃 三俣 6 2 0	0537	72-1343
海 洋 セ ン タ ー (B&G)	〃 大池 2 1 9 2	0537	24-6384
商 工 会 議 所	〃 掛川 5 5 1 - 2	0537	22-5151
掛川市農業協同組合本所	〃 千羽 1 0 0 - 1	0537	20-0809
遠州夢咲農協大坂支店	〃 大坂 9 2 2	0537	72-2521
遠州夢咲農協大須賀支店	〃 西大淵 1 0 0	0537	48-3211
さ か が わ 幼 稚 園	〃 伊達方 4 7 4 - 1	0537	27-0545
乳 幼 児 セ ン タ ー す こ や か	〃 宮脇 2 - 6 - 1	0537	62-6110
子育てセンターひだまり幼稚園部	〃 杉谷南二丁目 1 番地の 1	0537	23-1881
子育てセンターひだまり保育園部	〃 杉谷南二丁目 1 番地の 1	0537	23-1771
掛川こども園幼稚園部	〃 家代の里一丁目 5 - 1	0537	61-3322
掛川こども園保育園部	〃 家代の里一丁目 5 - 1	0537	61-3322
こども広場あんり幼稚園部	〃 本郷 6 2 3 番地の 1	0537	26-1177
こども広場あんり保育園部	〃 本郷 6 2 3 番地の 1	0537	26-2250
子育てセンターさやのもり幼稚園部	〃 長谷 1 6 8 7 番地の 2	0537	24-2253
子育てセンターさやのもり保育園部	〃 長谷 1 6 8 7 番地の 2	0537	24-2251
三 笠 幼 稚 園	〃 上西郷 4 1 1 6	0537	28-0659
土 方 幼 稚 園	〃 上土方 3 2 0 - 1	0537	74-2083
佐 東 幼 稚 園	〃 小貫 7 7	0537	74-2084
ち は ま こ ど も 園	〃 千浜 5 8 7 0	0537	72-2400
お お さ か こ ど も 園	〃 大坂 2 8 0 5	0537	72-2607
よこすかぬく森 こ ど も 園	〃 横須賀 1 0 3 9 - 1	0537	48-2258
く る み 幼 稚 園	〃 中央 2 丁目 1 8 - 5	0537	22-5394
智 光 こ ど も 園	〃 仁藤町 5 - 5	0537	22-5330

## 掛川市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 3

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
日 坂 小 学 校	掛川市大野 3-1	0537	27-1022
東 山 口 小 学 校	〃 逆川 1012-1	0537	27-0026
西 山 口 小 学 校	〃 成滝 145	0537	22-6629
城 北 小 学 校	〃 水垂 178	0537	22-3357
上 内 田 小 学 校	〃 上内田 3325	0537	22-5268
第 一 小 学 校	〃 掛川 1108-1	0537	22-7231
第 二 小 学 校	〃 大池 438-1	0537	22-3258
中 央 小 学 校	〃 下俣 633	0537	23-0215
曾 我 小 学 校	〃 領家 384	0537	22-3642
桜 木 小 学 校	〃 下垂木 1472-1	0537	22-4322
和 田 岡 小 学 校	〃 吉岡 639-2	0537	26-2649
原 谷 小 学 校	〃 本郷 561-1	0537	26-0005
原 田 小 学 校	〃 原里 1623-1	0537	26-0061
倉 真 小 学 校	〃 倉真 3774	0537	28-0921
西 郷 小 学 校	〃 上西郷 2606-2	0537	28-0821
佐 束 小 学 校	〃 小貫 1474	0537	74-2026
土 方 小 学 校	〃 上土方 286-1	0537	74-2023
中 小 学 校	〃 中 3080	0537	74-2644
大 坂 小 学 校	〃 大坂 5667	0537	72-2518
千 浜 小 学 校	〃 千浜 5849	0537	72-2014
横 須 賀 小 学 校	〃 横須賀 1110	0537	48-2049
大 淵 小 学 校	〃 大淵 5602	0537	48-2045
栄 川 中 学 校	〃 本所 538	0537	27-0014
東 中 学 校	〃 葛川 1039	0537	22-5158
西 中 学 校	〃 下俣 1007-1	0537	22-7258
桜 が 丘 中 学 校	〃 富部 716	0537	22-6278

# 掛川市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 4

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
原 野 谷 中 学 校	掛川市寺島 1 5	0537	26-0011
北 中 学 校	〃 上西郷 2 2 0 - 2	0537	24-1915
城 東 中 学 校	〃 下土方 6 8 0	0537	74-2054
大 浜 中 学 校	〃 大坂 1 1 4 7	0537	72-2509
大 須 賀 中 学 校	〃 横須賀 1 0 0 7	0537	48-2561
掛川聖マリア 保 育 園	〃 中央 1 丁目 8 - 1	0537	24-0875
桜 木 こどもの森	〃 家代 1 7 6 1 - 1	0537	22-8159
城 東 保 育 園	〃 下土方 1 1 5 2 - 3	0537	74-2201
おおぶち 保 育 園	〃 大淵 4 3 8 5 - 1	0537	48-0707
西部健康福祉センター掛川支所	〃 金城 9 3	0537	22-3262
袋井土木事務所掛川支所	〃 金城 9 3	0537	22-6275
静岡社会保険事務局掛川事務所	〃 久保 1 丁目 1 9 - 8	0537	21-5524
掛 川 警 察 署	〃 宮脇 1 丁目 1 - 1	0537	22-0110
掛 川 西 高 等 学 校	〃 城西 1 丁目 1 - 6	0537	22-7165
掛 川 東 高 等 学 校	〃 南西郷 1 3 5 7	0537	22-3155
掛 川 工 業 高 等 学 校	〃 葵町 1 5 - 1	0537	22-7255
横 須 賀 高 等 学 校	〃 横須賀 1 4 9 1 - 1	0537	48-3421
静岡地方法務局掛川支局	〃 亀の甲 2 丁目 1 6 - 2	0537	22-5538
静岡地方検察庁掛川支部	〃 〃	0537	22-5398
掛 川 区 検 察 庁	〃 〃	0537	22-5398
掛 川 税 務 署	〃 緑ヶ丘 2 丁目 1 1 - 4	0537	22-5141
天竜森林管理署掛川森林事務所	〃 久保 2 丁目 3 - 1 3	0537	22-8039
静岡地方裁判所掛川支部	〃 亀の甲 2 丁目 1 6 - 1	0537	22-3036
静岡家庭裁判所掛川支部	〃 〃	0537	22-3036
掛 川 簡 易 裁 判 所	〃 〃	0537	22-3036

## 掛川市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 5

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
掛川郵便局	掛川市中央1丁目17-3	0537	22-5165
原谷郵便局	〃 本郷1408-6	0537	26-0001
桜木郵便局	〃 下垂木1324-1	0537	23-0721
西郷郵便局	〃 上西郷2127-3	0537	28-0021
上内田郵便局	〃 板沢15	0537	23-2561
下俣郵便局	〃 下俣201	0537	23-2552
原川郵便局	〃 原川17-3	0537	23-2562
日坂郵便局	〃 日坂309-2	0537	27-1001
原田郵便局	〃 原里1123-1	0537	26-0051
原泉郵便局	〃 孕石76-1	0537	25-2166
新町郵便局	〃 喜町6-1	0537	23-2551
水垂郵便局	〃 御所原23-4	0537	23-1116
遠江大東郵便局	〃 菊浜710-1	0537	72-2541
大東千浜郵便局	〃 千浜5085-1	0537	72-4558
中村郵便局	〃 中845	0537	74-2669
土方郵便局	〃 上土方71-4	0537	74-2034
城東郵便局	〃 中方618	0537	74-2001
大須賀郵便局	〃 横須賀1286-3	0537	48-4581
ハローワーク掛川(掛川公共職業安定所)	〃 金城71	0537	22-4185
東山生涯学習センター	〃 東山1265-1	0537	27-1544
日坂生涯学習センター	〃 大野1-3	0537	27-1002
東山口生涯学習センター	〃 逆川1012-2	0537	27-0544
西山口生涯学習センター	〃 成滝147-1	0537	24-6921
上内田生涯学習センター	〃 上内田931-2	0537	22-4594
南郷生涯学習センター	〃 上張192-1	0537	23-0324
第一小生涯学習センター	〃 掛川1108-1	0537	24-7530
中央小生涯学習センター	〃 下俣80	0537	24-6913

## 掛川市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 6

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
西 南 郷 生涯学習センター	掛川市久保 2-3-1	0537	21-3231
掛川第五 生涯学習センター	〃 大池 438-1	0537	22-4910
曾 我 生涯学習センター	〃 領家 373-1	0537	22-4936
粟 本 生涯学習センター	〃 初馬 857-1	0537	61-9450
城 北 生涯学習センター	〃 城北 2-12-2	0537	24-0299
西 郷 生涯学習センター	〃 上西郷 2613-1	0537	28-0551
原 泉 生涯学習センター	〃 萩間 423	0537	20-3985
倉 真 生涯学習センター	〃 倉真 3808-1	0537	29-1252
桜 木 生涯学習センター	〃 下垂木 1472-1	0537	23-2637
和 田 岡 生涯学習センター	〃 吉岡 271-5	0537	26-0475
原 谷 生涯学習センター	〃 本郷 806-1	0537	26-0064
原 田 生涯学習センター	〃 原里 1623	0537	26-0470
大 坂 生涯学習センター	〃 大坂 2882	0537	72-3207
土 方 生涯学習センター	〃 上土方 319-1	0537	74-5688
佐 東 生涯学習センター	〃 中方 573-1	0537	74-3841
中 生涯学習センター	〃 中 3891-1	0537	74-2904
大須賀第一生涯学習センター	〃 西大渕 97	0537	48-1014
大須賀第三生涯学習センター	〃 西大渕 97	0537	48-1009
大 渕 地 区 セ ン タ ー	〃 大渕 6881-2	0537	48-6681
中部電力パワーグリッド(株)掛川営業所	〃 中央 1丁目 5-8	0537	23-9450
中 遠 ガ ス (株)	〃 中央 1丁目 18-1	0537	23-2211
静 岡 鉄 道 掛 川 営 業 所	〃 葛川 452-1	0537	61-0808
天 竜 浜 名 湖 鉄 道 掛 川 駅	〃 南西郷 77-20	0537	22-4346

# 袋井市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 1

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
袋 井 市 役 所	袋井市新屋一丁目1-1	0538	43-2111
袋 井 市 防 災 セ ン タ ー	〃 国本2907	0538	86-3701
中 部 学 校 給 食 セ ン タ ー	〃 豊沢2289-2	0538	44-3231
袋 井 学 校 給 食 セ ン タ ー	〃 深見237	0538	49-0105
市 立 袋 井 図 書 館	〃 高尾町19-1	0538	42-5325
聖 隷 袋 井 市 民 病 院	〃 久能2515-1	0538	41-2777
袋 井 保 健 セ ン タ ー	〃 久能2515-1	0538	42-7275
中遠クリーンセンター(サンサーライごおか)	〃 岡崎6635-192	0538	30-0530
風 見 の 丘	〃 岡崎6635-8	0538	24-0345
袋井市総合体育館(さわやかアリーナ)	〃 久能1912-1	0538	31-2070
袋 井 体 育 セ ン タ ー	〃 上田町267-19	0538	43-1790
サ ン ラ イ フ 袋 井	〃 上田町267-5	0538	43-5051
老人福祉センター「白雲荘」	〃 豊沢1065	0538	43-3411
子ども早期療育支援センター	〃 高尾754-1	0538	45-0510
中央子育て支援センター	〃 高尾町5-22	0538	45-0085
養護老人ホーム「可睡寮」	〃 久能2995-2	0538	42-2493
岡 崎 会 館	〃 岡崎2525	0538	23-5129
袋 井 消 防 署	〃 国本2907	0538	42-0119
袋井消防署山梨分遣所	〃 上山梨3丁目37-4	0538	49-3119
袋井東コミュニティセンター(かつもく館)	〃 広岡2506-1	0538	43-3389
袋井西コミュニティセンター(彩雲館)	〃 川井579-1	0538	43-3304
袋井南コミュニティセンター(南風館)	〃 高尾754-1	0538	43-3386
袋 井 中 央 ホ ー ル	〃 〃	〃	〃
袋 井 北 コミュニティセンター	〃 久能1330-2	0538	43-3387
今 井 コミュニティセンター	〃 太田687	0538	43-3388
三川コミュニティセンター(さんさん会館)	〃 友永147	0538	49-0393
笠 原 コミュニティセンター	〃 山崎5101	0538	23-2283
山 名 コミュニティセンター	〃 上山梨95-1	0538	49-3401
高南コミュニティセンター(きぼう館)	〃 上田町267-8	0538	42-4224
豊沢コミュニティセンター(豊沢ふれあい会館)	〃 豊沢210-1	0538	43-0900

# 袋井市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 2

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
袋 井 東 幼 稚 園	袋井市国本 2 2 8 8	0538	42-4091
若 葉 こ ど も 園	〃 久能 1 3 1 0	0538	41-1717
袋 井 西 幼 稚 園	〃 川井 5 6 8 - 1	0538	42-7647
袋 井 南 幼 稚 園	〃 愛野 3 0 8 2 - 2	0538	42-5074
若 草 こ ど も 園	〃 堀越 7 6 6 - 1	0538	42-2027
今 井 幼 稚 園	〃 太田 7 2 3 - 1	0538	42-2951
三 川 幼 稚 園	〃 友永 1 1 3 - 1	0538	48-6429
笠 原 こ ど も 園	〃 山崎 5 0 9 3 - 1 3	0538	23-4121
田 原 幼 稚 園	〃 新池 1 9 0 - 1	0538	42-2918
山 梨 こ ど も 園	〃 春岡一丁目 8 - 7	0538	48-6145
学校法人 山 名 幼 稚 園	〃 三門町 8 - 1	0538	42-3312
浜松学院大学付属愛野こども園幼稚園部	〃 愛野二丁目 2 - 3	0538	44-7800
袋 井 東 小 学 校	〃 広岡 2 3 1 7 - 1	0538	42-2345
袋 井 西 小 学 校	〃 川井 4 4 2	0538	42-3009
袋 井 南 小 学 校	〃 高尾 7 4 0	0538	42-2185
袋 井 北 小 学 校	〃 久能 1 5 8 0	0538	42-3024
今 井 小 学 校	〃 太田 6 9 2	0538	42-2950
三 川 小 学 校	〃 友永 3 8	0538	48-6197
笠 原 小 学 校	〃 山崎 4 8 2 2	0538	23-4004
山 名 小 学 校	〃 春岡 6 8 4	0538	48-6295
高 南 小 学 校	〃 上田町 3 0 6 - 2	0538	43-4593
袋 井 中 学 校	〃 川井 7 0 1	0538	42-4155
周 南 中 学 校	〃 下山梨一丁目 1 - 1	0538	48-6239
袋 井 南 中 学 校	〃 愛野 3 1 1 0	0538	42-3161
県 立 袋 井 商 業 高 等 学 校	〃 久能 2 3 5 0	0538	42-2285
県 立 袋 井 高 等 学 校	〃 愛野 2 4 4 6 - 1	0538	42-0191
静 岡 理 工 科 大 学	〃 豊沢 2 2 0 0 - 2	0538	45-0111
県 立 袋 井 特 別 支 援 学 校	〃 高尾 2 7 5 3 - 1	0538	43-6611
東海アクシス看護専門学校	〃 上田町 2 6 7 - 3 0	0538	43-8111

# 袋井市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 3

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
袋 井 土 木 事 務 所	袋井市山名町 2 - 1	0538	42-3211
袋 井 警 察 署	〃 新屋 2 - 4 - 5	0538	41-0110
中 央 交 番	〃 高尾町 6 - 3 0	0538	42-3700
山 梨 交 番	〃 上山梨 3 - 1 - 6	0538	48-6702
三 川 警 察 官 駐 在 所	〃 友永 3 6 - 2	0538	49-0049
笠 原 警 察 官 駐 在 所	〃 岡崎 3 3 3 5 - 1	0538	23-4042
遠州中央農業協同組合袋井支店	〃 久能 1 3 8 5	0538	42-4121
静岡県温室農業協同組合袋井支所	〃 小山 2 1 9	0538	42-4146
N T T - M E 東海(株)袋井営業所	〃 栄町 3 - 1	0538	44-0011
日本道路公団袋井管理事務所	〃 山科 3 5 8 8 - 1 6	0538	42-2295
静 岡 鉄 道 袋 井 営 業 所	〃 三門町 8 - 7	0538	42-2231
中 日 新 聞 袋 井 通 信 部	〃 方丈 6 - 9 - 1 7	0538	42-3416
静 岡 新 聞 袋 井 支 局	〃 方丈 3 - 1 - 1 9	0538	45-0464
可 睡 齋	〃 久能 2 9 1 5 - 1	0538	42-2121
袋 井 ガ ス (株)	〃 高尾 1 9 4 0 - 1	0538	42-8410
日 本 通 運 中 遠 支 店	〃 国本 2 7 8 3	0538	42-3141
消防団袋井第 1 分団車庫	〃 川井 9 5 0 - 5	0538	42-9630
消防団袋井第 2 分団車庫	〃 高尾 7 5 4 - 1	0538	42-9626
消防団袋井第 3 分団車庫	〃 豊沢 2 2 8 1 - 3	0538	42-9627
消防団袋井第 4 分団車庫	〃 久能 1 3 3 0 - 3	0538	42-9628
消防団袋井第 5 分団車庫	〃 広岡 2 5 0 5 - 6	0538	42-9625
消防団袋井第 6 分団車庫	〃 太田 6 6 - 8	0538	42-9629
消防団袋井第 7 分団車庫	〃 友永 1 4 7	0538	49-0046
〃	〃 川会 3 2 6 - 1		
消防団袋井第 8 分団車庫	〃 岡崎 2 5 0 6 - 4	0538	23-4010
消防団袋井第 9 分団車庫	〃 上山梨 3 丁目 1 - 7	0538	49-0047
消防団袋井第 10 分団車庫	〃 宇刈 7 8 4 - 1 0	0538	49-0048
消防団浅羽第 1 分団車庫	〃 浅羽 1 9 0 - 2	0538	23-9290
消防団浅羽第 2 分団車庫	〃 浅名 1 0 4 4 - 1	0538	23-9241
消防団浅羽第 3 分団車庫	〃 長溝 8 6 4	0538	23-9257

# 袋井市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 4

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
消防団浅羽第4分団車庫	袋井市梅山37	0538	23-9263
消防団浅羽第5分団車庫	〃 大野2867-1	0538	23-9298
〃	〃 湊685	0538	23-9284
浅羽支所	〃 浅名1028	0538	23-9211
浅羽保健センター	〃 浅名1028	0538	23-9222
メロープラザ	〃 浅名1027	0538	30-4555
浅羽図書館	〃 浅名976	0538	23-6801
浅羽郷土資料館	〃 浅名1021	0538	23-8511
浅羽学校給食センター	〃 新堀166-3	0538	23-3049
浅羽球技場	〃 東同笠1611-1	0538	23-4812
浅羽体育センター	〃 東同笠1611-5	0538	23-5915
浅羽北コミュニティセンター	〃 浅羽2857	0538	23-6099
浅羽西コミュニティセンター	〃 中410	0538	23-2364
浅羽東コミュニティセンター	〃 梅山63	0538	23-7470
幸浦(浅羽南)コミュニティセンター	〃 太郎助1084-1	0538	23-6784
浅羽中学校	〃 浅名822	0538	23-3149
浅羽北小学校	〃 浅羽1322	0538	23-3006
浅羽南小学校	〃 西同笠143	0538	23-2004
浅羽東小学校	〃 浅羽2800	0538	23-6669
浅羽東こども園	〃 浅羽1645	0538	23-3033
浅羽西幼稚園	〃 長溝873-1	0538	23-3043
浅羽南幼稚園	〃 松原1793	0538	23-2009
浅羽北幼稚園	〃 浅名41	0538	30-0800
ルンビニ保育園	〃 諸井1056	0538	23-4833
ルンビニ第二保育園	〃 浅羽1248	0538	23-0670
あさば保育園	〃 松原1803-5	0538	23-2388
袋井消防署浅羽分署	〃 浅名1045	0538	23-0119
袋井警察署浅羽交番	〃 浅名1044-1	0538	23-3032

# 袋井市内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 5

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
浅 羽 郵 便 局	袋井市浅羽 1 7 6 0 - 9	0538	23-3001
幸 浦 郵 便 局	〃 西同笠 2 6 2 - 2	0538	23-2001
中 遠 聖 苑	〃 浅名 2 1 3 4 - 1 5 1	0538	23-6742
シルバー人材センター浅羽事業所	〃 浅羽 1 9 1 3	0538	23-7090
特別養護老人ホーム 紫雲の園	〃 浅名 1 5 7 7 - 1	0538	23-4710
浅 羽 商 工 会	〃 浅名 9 7 6	0538	23-2440
遠州中央農協 浅羽支店	〃 梅山 3 8	0538	23-2411
遠州中央農協 浅羽北支店	〃 浅名 1 0 5 3	0538	23-3004
浅羽町デイサービスセンター	〃 浅羽 4 1 4 0	0538	23-0303

## 森町内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 1

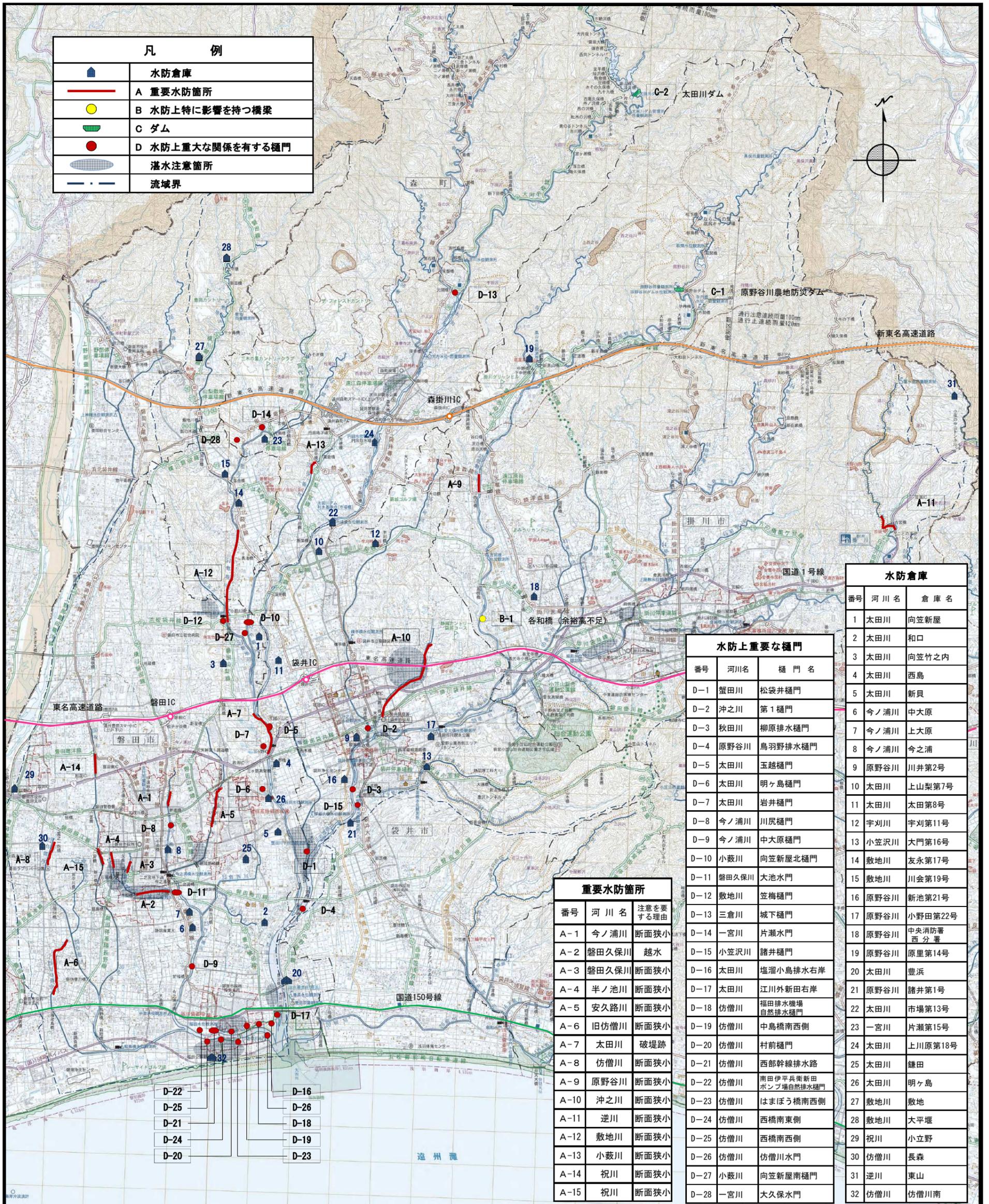
機 関 名	所 在 地	局番	番 号
森 町 役 場	森 町 森 2 1 0 1 - 1	0538	85-2111
森 町 保 健 福 祉 セ ン タ ー	〃 森 5 0 - 1	0538	85-1800
森 町 文 化 会 館	〃 森 1 4 8 5	0538	85-1111
森 町 立 図 書 館	〃 森 1 4 8 5	0538	85-1113
森 町 総 合 体 育 館	〃 森 9 2 - 8	0538	85-4191
町 営 グ ラ ン ド	〃 睦 実 1 6 3 9	0538	85-4104
森 町 病 院	〃 草ヶ 谷 3 9 1 - 1	0538	85-2181
歴 史 民 俗 資 料 館	〃 森 2 1 4 4	0538	85-0108
三 倉 総 合 セ ン タ ー	〃 三 倉 8 2 7 - 1	0538	86-0211
天 方 生 活 改 善 セ ン タ ー	〃 大 鳥 居 9 6 - 2	0538	85-0148
一 宮 総 合 セ ン タ ー	〃 一 宮 1 8 4 5 - 1 0	0538	89-7730
園 田 総 合 セ ン タ ー	〃 谷 中 5 1 3 - 1	0538	85-0143
飯 田 総 合 セ ン タ ー	〃 飯 田 4 0 4 0 - 2 8	0538	85-7557
天 方 幼 稚 園	〃 大 鳥 居 7 3	0538	85-2280
森 幼 稚 園	〃 森 2 3 2 0	0538	85-3056
一 宮 幼 稚 園	〃 一 宮 1 8 4 5 - 2	0538	89-7210
園 田 幼 稚 園	〃 谷 中 5 1 3 - 6	0538	85-2780
飯 田 幼 稚 園	〃 飯 田 4 0 5 8 - 1	0538	85-2897
森 小 学 校	〃 森 1 2 5	0538	85-2134
宮 園 小 学 校	〃 谷 中 6 5 0	0538	85-3766
飯 田 小 学 校	〃 飯 田 3 3 1 0 - 1	0538	85-2931
森 中 学 校	〃 天 宮 8 8 8 - 1	0538	85-3124
旭 が 丘 中 学 校	〃 谷 中 5 5 6	0538	85-4101
県 立 遠 江 総 合 高 等 学 校	〃 森 2 0 8 5	0538	85-6000

## 森町内主要施設及び関係機関等一覧表

NO. 2

機 関 名	所 在 地	局番	番 号
袋井消防署森分署	森町森48-2	0538	85-0119
袋井警察署森分庁舎	〃 森1524-2	0538	85-0110
天方警察官駐在所	〃 大鳥居25-1	0538	85-0517
一宮警察官駐在所	〃 一宮1239-3	0538	89-7004
消防団第1分団	〃 大鳥居501-2	0538	85-1661
消防団第2分団	〃 森1524-1		
消防団第3分団	〃 一宮1254-9	0538	89-7163
消防団第4分団	〃 谷中513-9	0538	85-1664
消防団第5分団	〃 飯田3179-3	0538	85-1665
森町拠点防災倉庫	〃 森1524-1	—	—
遠州中央農業協同組合森支店	〃 森1660	0538	85-3030
秋葉バスサービス(株)	〃 森2368-1	0538	85-2141

# 令和4年度 太田川原野谷川治水水防組合 水防倉庫及び重要水防箇所等位置図



凡 例	
	水防倉庫
	A 重要水防箇所
	B 水防上特に影響を持つ橋梁
	C ダム
	D 水防上重大な関係を有する樋門
	湛水注意箇所
	流域界

水防倉庫		
番号	河川名	倉庫名
1	太田川	向笠新屋
2	太田川	和口
3	太田川	向笠竹之内
4	太田川	西島
5	太田川	新貝
6	今ノ浦川	中大原
7	今ノ浦川	上大原
8	今ノ浦川	今之浦
9	原野谷川	川井第2号
10	太田川	上山梨第7号
11	太田川	太田第8号
12	宇刈川	宇刈第11号
13	小笠沢川	大門第16号
14	敷地川	友永第17号
15	敷地川	川会第19号
16	原野谷川	新池第21号
17	原野谷川	小野第22号
18	原野谷川	中央消防署西分署
19	原野谷川	原里第14号
20	太田川	豊浜
21	原野谷川	諸井第1号
22	太田川	市場第13号
23	一宮川	片瀬第15号
24	太田川	上川原第18号
25	太田川	鎌田
26	太田川	明ヶ島
27	敷地川	敷地
28	敷地川	大平堰
29	祝川	小立野
30	仿僧川	長森
31	逆川	東山
32	仿僧川	仿僧川南

水防上重要な樋門		
番号	河川名	樋門名
D-1	蟹田川	松袋井樋門
D-2	沖之川	第1樋門
D-3	秋田谷川	柳原排水樋門
D-4	原野谷川	鳥羽野排水樋門
D-5	太田川	玉越樋門
D-6	太田川	明ヶ島樋門
D-7	太田川	岩井樋門
D-8	今ノ浦川	川尻樋門
D-9	今ノ浦川	中大原樋門
D-10	小笠川	向笠新屋北樋門
D-11	蟹田久保川	大池水門
D-12	敷地川	笠梅樋門
D-13	三倉川	城下樋門
D-14	一宮川	片瀬水門
D-15	小笠沢川	諸井樋門
D-16	太田川	塩溜小島排水右岸
D-17	太田川	江川外新田右岸
D-18	仿僧川	福田排水機場自然排水樋門
D-19	仿僧川	中島橋南西側
D-20	仿僧川	村前樋門
D-21	仿僧川	西部幹線排水路
D-22	仿僧川	南田伊平兵衛新田ポンプ場自然排水樋門
D-23	仿僧川	はまぼう橋南西側
D-24	仿僧川	西橋南東側
D-25	仿僧川	西橋南西側
D-26	仿僧川	仿僧川水門
D-27	小笠川	向笠新屋南樋門
D-28	一宮川	大久保水門

重要水防箇所		
番号	河川名	注意を要する理由
A-1	今ノ浦川	断面狭小
A-2	蟹田久保川	越水
A-3	蟹田久保川	断面狭小
A-4	半ノ池川	断面狭小
A-5	安久路川	断面狭小
A-6	旧仿僧川	断面狭小
A-7	太田川	破堤跡
A-8	仿僧川	断面狭小
A-9	原野谷川	断面狭小
A-10	沖之川	断面狭小
A-11	逆川	断面狭小
A-12	敷地川	断面狭小
A-13	小笠川	断面狭小
A-14	祝川	断面狭小
A-15	祝川	断面狭小

- D-22
- D-25
- D-21
- D-24
- D-20
- D-16
- D-26
- D-18
- D-19
- D-23